

第2期

大崎町公共施設等総合管理計画



令和8年3月

鹿児島県大崎町

はじめに

我が国全体で人口減少と少子高齢化が進行し、税収の伸び悩みや社会保障関係経費の増加など、自治体財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。公共施設等についても、高度経済成長期以降に整備された施設が一斉に老朽化の時期を迎え、今後、更新・改修に多額の費用が必要となることを見込まれています。

こうした状況を踏まえ、国は「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を示し、本町を含む地方公共団体に対して、公共施設等の現状や将来見通し、中長期的な維持管理・更新費用及び財源見通しなどを総合的に把握したうえで、計画的な管理を進めることを求めています。令和4年4月には指針の改訂により、人口や財政状況の変化、脱炭素化やユニバーサルデザイン化など、最新の政策動向も踏まえた検討が求められています。

以上のような国の方針を受け、本町でも「保有する公共施設等」について、自治体経営の視点から総合的かつ計画的に管理・活用するために必要な情報を整理し、保有総量の適正化やライフサイクルコストの縮減・平準化、安全性・利便性の向上などを含む「公共施設マネジメント」を体系的に推進することとしました。

本町における「公共施設マネジメント」について、これまで本町では「大崎町公共施設等総合管理計画」及び「大崎町公共施設等個別施設計画」に基づき、公共施設等の実態把握や適正配置、公営企業施設を含めた長寿命化等に取り組んできました。しかし、指針の改訂や、人口・財政の新たな見通し、個別施設計画の策定・更新状況、これまでの取組成果等を踏まえると、現行計画をそのまま運用し続けるのではなく内容の見直しが必要となっています。

公共施設やインフラについては、行政による住民サービスの拠点・地域の交流拠点として必要性は認識するところですが、今後の人口や財政状況等を考えると持続可能ではありません。施設の機能を最大限確保しながら、負担を減らして、町民サービスを充実させていくことが必要です。

目次

第1章.....	1
1. 計画の目的・位置付け、上位計画との関係.....	1
2. 対象データの時期・対象施設.....	3
3. 計画期間と改訂サイクル.....	5
第2章.....	7
1. 公共施設等の現状と過去の対策実績.....	7
2. 人口の見通し.....	14
3. 財政状況の見通し.....	15
4. 将来の更新費用の見通し.....	21
5. 公共施設等における現状と課題.....	28
第3章.....	29
1. 全庁的な取組体制と情報管理・共有方策・フォローアップ....	29
2. 基本方針.....	31
3. 個別方策の実施方針について.....	34
第4章.....	39
1. 建物系公共施設.....	39
2. 土木系公共施設.....	47
3. 企業会計公共施設.....	49

第1章

計画の基本事項

1. 計画の目的・位置付け、上位計画との関係
2. 対象データの時期・対象施設
3. 計画期間と改訂サイクル

1. 計画の目的・位置付け、上位計画との関係

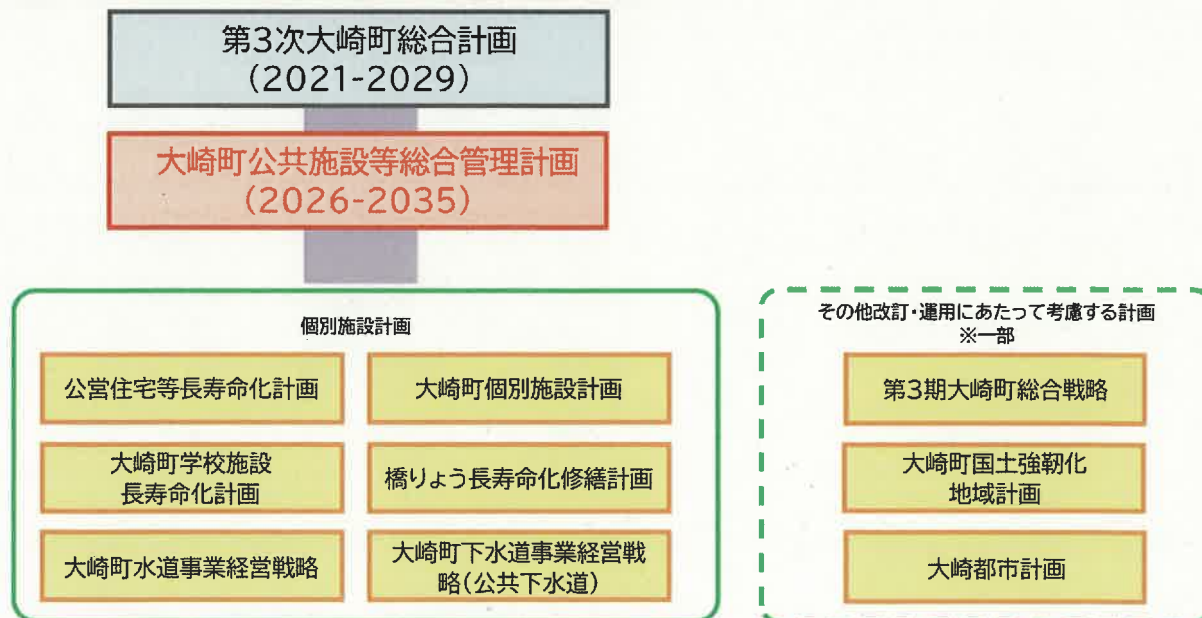
本計画は、本町が保有する全ての公共施設等（建物系施設、道路・橋りょう等の土木系施設、公営企業会計に属する上下水道など）を対象とし、その維持管理・修繕・改修・更新・統廃合等に関する基本的な考え方及び全体方針を示すものです。公共施設等個別施設計画や各施設分野の長寿命化計画等に対しては、「本町の保有する公共施設等分野の総合的な計画」をより上位の計画として位置付けられます。

また、本計画は、本町の最上位計画である第3次大崎町総合計画はもちろんのこと、総合戦略、国土強靱化地域計画、都市計画といった各種計画と整合を図りながら運用します。具体的には、これらの上位・関連計画で示された将来人口や土地利用、まちの構造、防災拠点の配置、環境目標などを踏まえ、本町における公共施設等の役割、機能集約等将来に向けた考え方等を整理するものです。

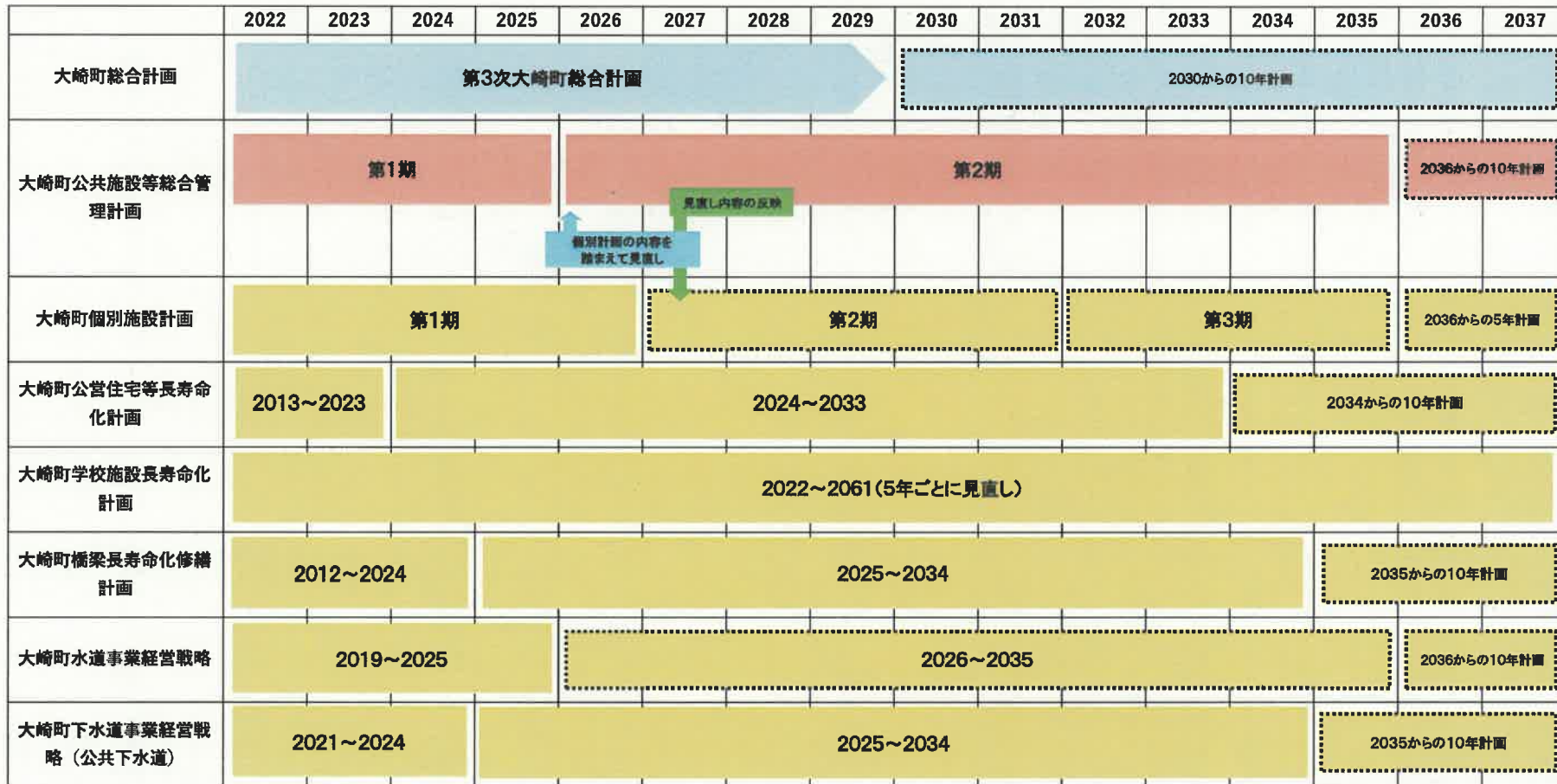
さらに、鹿児島県の公共施設等総合管理計画や関連施策等との連携にも配慮しつつ、広域的な視点から施設整備・更新の方向性を検討します。県が掲げる「保有総量の縮小」「効率的な利活用の推進」「長寿命化の推進」等の基本方針とも歩調を合わせ、地域全体として持続可能な公共施設マネジメントの実現を目指します。

このように、本計画は本町における公共施設等に関する最上位かつ組織横断的な計画として、各施設分野の個別計画や事業計画を方向付けるとともに、予算編成や投資判断においても重要な判断基準となるものです。

【図1】大崎町公共施設等総合管理計画の位置づけ



【図2】本計画に関連する計画とその計画期間



2. 対象データの時期・対象施設

(1) 本計画の対象データの時期

本計画における公共施設等の現状把握は、原則として固定資産台帳としての情報が確定している2024年度（令和6年度）末時点のデータを基準とします。具体的には、固定資産台帳、各施設台帳、個別施設計画、地方財政状況調査（決算統計）等に基づき、延床面積、施設数、建設年度、維持管理費・更新費の実績等を整理します。

(2) 本計画の対象施設

①建物系公共施設

建物系公共施設は、本町の行政運営や住民サービスの提供に直接関わる中核的な資産であり、本計画の主要な対象となります。具体的には、役場庁舎や支所等の行政系施設、集会所・公民館等の市民文化系施設、体育館・運動公園施設等のスポーツ・レクリエーション系施設、小中学校等の学校教育系施設、保健センター等の保健・福祉施設等を対象とします。

これらの建物系公共施設については、延床面積、建設後経過年数、利用状況、維持管理・更新に係る費用等の情報を整理し、保有総量の適正化や老朽化対策、機能集約・複合化等の検討に活用していきます。

②土木系公共施設

土木系公共施設は、地域の基盤を構成し、住民生活や産業活動を支える重要なインフラ・まちの土台であり、本計画の対象資産に含まれます。具体的には、道路、橋りょう、農道、林道等を対象とします。

なお、土木系施設については、個別施設計画や分野別長寿命化計画等で、より詳細な点検・診断や更新方針を定めている場合が多いため、本計画では、これら個別計画の上位計画として、基本的な管理の方向性や更新に要する費用の見込み、更新に対する考え方を示すことに重点を置きます。

③企業会計公共施設

公営企業会計に属する公共施設も、本町の公共サービス提供に不可欠なインフラであり、将来の更新・統廃合などが住民生活や財政運営に与える影響が大きいことから、本計画の対象に含めます。具体的には、上水道事業、下水道事業といった企業会計が所有する公共施設を対象とします。

これらの施設については、各公営企業で策定される「経営戦略」との整合を図りつつ、更新投資等の水準が、町全体の財政に与える影響を明らかにするとともに、更新に対する考え方を示すことに重点を置きます。

【表1】本計画の分類（総務省）別 主な対象施設

大分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	中沖地区公民館
	文化施設	中央公民館
社会教育系施設	図書館	町立図書館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、運動公園、弓道場
	レクリエーション施設・観光施設	町営プールキャンプ場、道の駅野方あらかの駐車場
産業系施設	産業系施設	農村環境改善センター、農業機械センター
学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	その他教育施設	学校給食センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
行政系施設	庁舎等	大崎町役場、野方支所
	消防施設	菱田分団詰所、中央分団詰所
公営住宅等	公営住宅・教員住宅	シャルム文化通、吹切住宅、天子ヶ丘住宅
公園	公園	中央公園、ふれあいの里公園
その他	その他	旧立小野小学校、旭ヶ丘賃貸住宅
道路	道路	町道、農道、林道
橋りょう	橋りょう	橋りょう
その他	その他	河川、プール、防火水槽、消火栓

	大分類	中分類	主な施設
企業 会計	上水道施設	上水道施設	水道課事務所、菱田水源地、西之上中継ポンプ場
	下水道施設	下水道施設	大崎クリーンセンター

※「市民文化系施設」については総務省の区分名であり、本計画全体を通じてそのまま採用しています

3. 計画期間と改訂サイクル

(1) 将来見通しの期間設定

本計画で示す公共施設等の将来見通しや更新需要、維持管理・更新費用の試算等については、中長期的な期間（40年）で行います。そのうち、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間を本計画の計画期間として位置付け、具体的な取組や数値目標の設定、PDCAサイクルによる進捗管理・検証・見直しの単位とします。

計画期間：令和8年度から令和17年度までの10年間
(2026年度から2035年度まで)

なお、本計画の見直しは、その必要性や影響の大きさに応じて、「部分改訂」と「本格改訂」に区分して行います。人口・財政見通しの更新や、個別施設計画の一部変更などに伴い、本計画の一部記載の修正や追記を行う場合には、部分改訂として柔軟に対応します。一方、国の指針改訂や上位計画の大幅な変更、公共施設マネジメントの方針転換など、本計画の基本的な考え方に影響を与える事柄が生じた場合には、計画期間の途中であっても、本格改訂を行うものとします。

(2) PDCAサイクルとの連動

本計画では、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間を本計画の計画期間として位置付け、具体的な取組や数値目標の設定、PDCAサイクルによる進捗管理・検証・見直しの単位とします。なお、当該PDCAサイクルによる進捗管理・検証・見直しの結果は、庁内に共有するとともに議会・住民への共有も今後の検討課題とします。

第2章

公共施設等の現状と将来の見通し

1. 公共施設等の現状と過去の対策実績
2. 人口・社会動向の見通し
3. 財政状況の見通し
4. 将来の更新費用の見通し
5. 公共施設等における現状と課題

1. 公共施設等の現状と過去の対策実績

本町が保有する公共施設等は、昭和30年代以降、庁舎、学校、社会教育施設、福祉施設等の建物系施設に加え、道路・橋りょう・公園等の土木系施設、上下水道施設等企業会計施設を中心に整備が進められてきました。本節では、各施設の「量」に着目し、総量を確認するとともにこれまでの公共施設マネジメントの実績についても振り返りをを行います。

(1) 施設保有量（建物系・土木系・企業会計別）

①建物系公共施設の現状

建物系施設については、延床面積の推移を取りまとめた結果、本町では学校施設や公営住宅など、一定の行政サービスに不可欠な施設については、町全体の延床面積の中でも大きな割合を占めていることが分かります

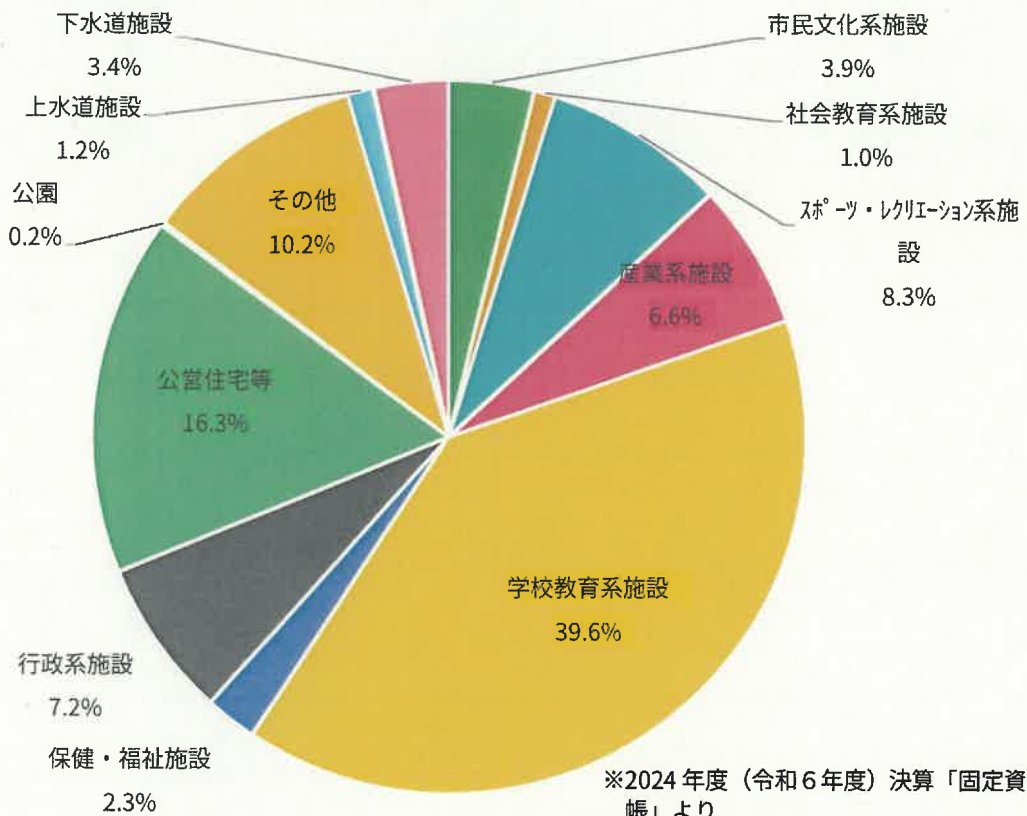
【表2】分類（総務省）別 施設保有量

大分類	中分類	施設数	建物数	総延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	2	3	552.62
	文化施設	2	3	2,357.54
社会教育系施設	図書館	1	4	721.39
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	18	4,556.96
	レクリエーション施設・観光施設	6	32	1,661.53
産業系施設	産業系施設	7	16	4,977.49
学校教育系施設	学校	8	94	28,574.32
	その他教育施設	1	2	1,220.76
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	4	900.58
	保健施設	2	2	860.72
行政系施設	庁舎等	2	8	4,446.48
	消防施設	10	12	963.70

大分類	中分類	施設数	建物数	総延床面積 (㎡)
公営住宅等	公営住宅	16	162	12,255.35
公園	公園	2	7	115.01
その他	その他	30	57	7,652.26
上水道施設	上水道施設	24	25	902.17
下水道施設	下水道施設	1	13	2,549.91
総計		123	462	75,268.79

※2024年度（令和6年度）決算「固定資産台帳」より

【グラフ1】分類（総務省）別 総延床面積の割合



※2024年度（令和6年度）決算「固定資産台帳」より
 ※端数処理の関係上、各区分を合計した値と総計が合わない場合があります

②土木系公共施設の現状

土木系施設は、道路延長や橋りょう数、公園面積等の推移を整理したところ、これまでの拡充整備により一定の水準に達しており、近年は新規整備よりも維持管理・更新の比重が高まっている状況です。

【表3】土木系公共施設の保有状況

工作物	件数	数量	備考
町道	225本	301,600m	建設課 町道台帳より
		2,150,354 m ²	
農道	1,000本	386,121m	建設課 町道台帳より
林道	6本	11,724m	農林振興課 町道台帳より
橋りょう	68箇所	1,716m	うち町道分として 62橋 1,534m うち農道分として 4橋 152m うち林道分として 2橋 30m
河川	6箇所	-	建設課 河川台帳より
プール	1箇所	46,794 m ²	町営プール（※キャンプ場敷地を含む面積）
防火水槽	359箇所	-	総務課調べ
その他（消火栓）	240箇所	-	総務課調べ
その他（公園等）	2箇所	-	中央公園 ふれあいの里公園
その他	-	防災行政無線屋外拡声子局（70箇所） その他	

※2024年度（令和6年度）末時点

②土木系公共施設の現状

企業会計施設のうち上水道は1958年（昭和33年）、下水道は2002年（平成14年）にそれぞれ供用開始となりました。上水道・下水道の管路延長や処理能力は概ね横ばいで推移しており、今後も大きく変わることはない見込みですが、将来的には老朽化の進行に伴い更新需要が本格化することが見込まれます。

【表4】上水道施設の保有状況

施設	数量		備考
導水管	総延長	0.70 km	
送水管	総延長	19.84 km	
配水管	総延長	254.64 km	水道課調査
水源地	箇所数	9箇所	うち東川水源地休止中
配水池	箇所数	10箇所	

※2024年度（令和6年度）「地方公営企業決算状況調査」、一部水道課調査

【表5】下水道施設の保有状況

施設	数量		備考
菅渠	布設延長	54km	
処分場	箇所数	1箇所	大崎クリーンセンター
マンホールポンプ	箇所数	17箇所	

※2024年度（令和6年度）「地方公営企業決算状況調査」より

(2) 保有量削減目標に対する過去の取組実績

本町では、これまでの公共施設等総合管理計画において、人口減少や財政状況等を踏まえ、公共施設の保有量の縮減を図る方針を掲げてきました。具体的には、延床面積の削減を目標として設定し、計画期間を通じて段階的な見直しに取り組んできたところです。

これまでの取組としては、利用頻度の低い施設の用途廃止や売却、類似機能を有する施設の統合などを実施してきました。また、老朽化が進んだ施設については、代替施設の確保状況や利用需要を勘案し、更新ではなく廃止を選択した事例も見られます。

【表6】建物系公共施設・企業会計公共施設の保有量の推移

大分類	2014年度（平成26年度）			2024年度（令和6年度）			H26-R6 延床面積 の増減 (㎡)
	施設数	建物 棟数	延床面積 (㎡)	施設数	建物 棟数	延床面積 (㎡)	
市民文化系施設	5	7	3,104.31	4	6	2,910.16	-194.15
社会教育系施設	3	6	1,279.83	1	4	721.39	-558.44
スポーツ・レクリエーション系 施設	16	55	10,483.19	14	50	6,218.49	-4,264.70

大分類	2014年度（平成26年度）			2024年度（令和6年度）			H26-R6 延床面積 の増減 (㎡)
	施設数	建物 棟数	延床面積 (㎡)	施設数	建物 棟数	延床面積 (㎡)	
産業系施設	8	17	5,398.40	7	16	4,977.49	-420.91
学校教育系施設	23	144	35,187.50	9	96	29,795.08	-5,392.42
保健・福祉施設	7	12	3,218.12	3	6	1,761.30	-1,456.82
行政系施設	14	20	5,367.47	12	20	5,410.18	42.71
公営住宅等	17	172	11,300.38	16	162	12,255.35	954.97
公園	2	5	63.35	2	7	115.01	51.66
その他	17	36	5,132.26	30	57	7,652.26	2,520.00
上水道施設	11	17	483.64	24	25	902.17	418.53
下水道施設	1	13	2,549.91	1	13	2,549.91	0.00
合計	124	504	83,568.36	123	462	75,268.79	-8,299.57

※2014年度（平成26年度）：「大崎町公共施設等総合管理計画（初版並びに令和6年5月改訂）」

・2024年度（令和6年度）：「固定資産台帳」より

※期間中の増減には固定資産台帳修正による増減も含まれる

【表7】平成26年度（計画策定時）～令和6年度の取組実績

増減理由	延床面積 (㎡)
譲渡による減	-6,196.16
除却・取壊しによる減	-6,730.75
新築による増	2,290.04
譲渡による増	48.00
その他固定資産台帳修正による増減等	2,289.30
合計	-8,299.57

※「大崎町公共施設等総合管理計画（初版並びに令和6年5月改訂）」

・「固定資産台帳」より

（3）有形固定資産減価償却率の推移

地方公会計制度から算出される「有形固定資産減価償却率」は、固定資産（公共施設等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を示すものであり、公共施設等の全体的な老朽化の進行度合いや更新需要の大きさを把握するうえで有効な指標です。

本町では、建物系、土木系、企業会計施設のそれぞれについて有形固定資産減価償却率を算出し、その推移（老朽化度合い）を整理しています。その結果、建物系公共施設・土木系公共施設では有形固定資産減価償却率が徐々に上昇しており、老朽化が進む施設の割合が増加していることがうかがえます。

企業会計施設も、上水道・下水道等の基幹施設の多くが整備から相当の期間を経過しており、高い有形固定資産減価償却率となっています。今後、人口減少等により料金収入の増加が見込みにくい中で、更新投資の平準化と財源確保が大きな課題となります。

このため、本町では減価償却率の推移を踏まえながら将来の更新需要を見通し、個別施設計画や財政計画との整合を図りつつ、更新時期や投資規模の平準化を進める必要があります。

【表8】公共施設等の有形固定資産減価償却率（老朽化度合い）

勘定科目	令和2年度	令和5年度	備考
	減価償却率 (%)	減価償却率 (%)	
一般会計等_建物	67.1%	71.6%	主に建物系公共施設
一般会計等_工作物	76.4%	81.8%	主に土木系公共施設
水道事業会計_全体	60.4%	60.0%	主に企業系公共施設（上水道施設）
下水道事業会計_全体	97.8%	93.6%	主に企業系公共施設（下水道施設）

※「統一的な基準による財務書類」より

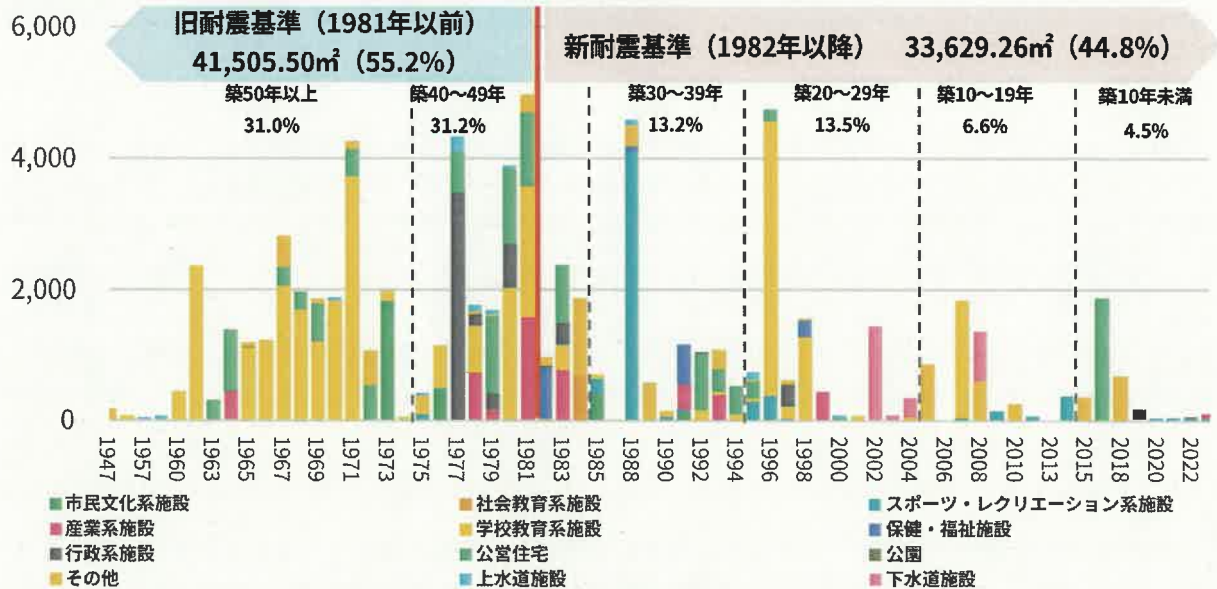
（4）保有公共施設の老朽化対策

本町の公共施設等は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、供用開始から長期間経過した建物系施設や、土木系・企業会計施設が増加しています。固定資産台帳等に基づき建設年度や構造を整理した結果、老朽化が進行している施設が今後さらに増加することも見込まれており、計画的な維持管理・更新を行わなければ、安全性や機能性の低下が懸念される状況にあります。

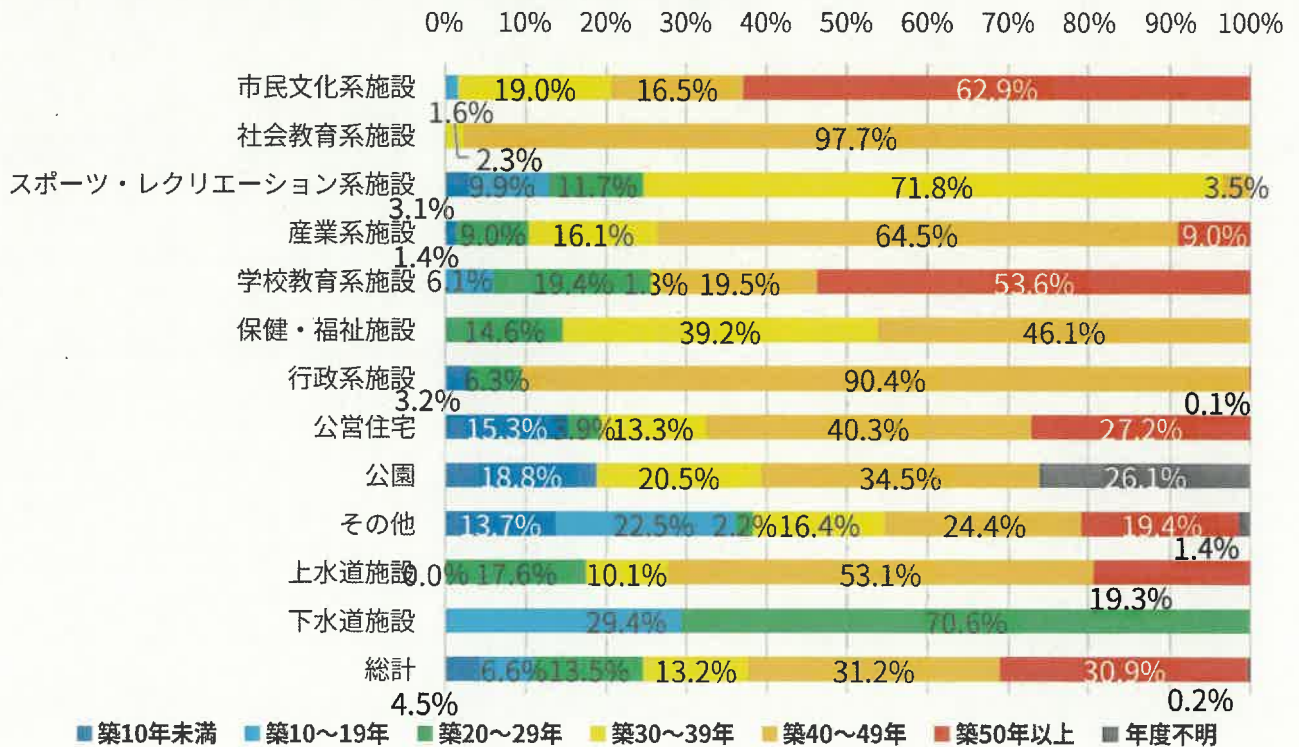
この問題に対し本町では、限られた財源の中で、屋根・外壁の改修や設備機器の更新、耐震補強・バリアフリー改修など、必要性の高い箇所から優先的に修繕・改築を実施してきました。また、公共建築物等耐震化計画や各種インフラの長寿命化計画に基づき、計画的な改修・補強も進めてきました。

しかしながら、財政負担の制約や工事の平準化の観点から、本町の全ての老朽化した施設に十分な対策を講じることは困難な状況です。本計画においては、個別施設計画の結果も踏まえながら、老朽化の程度や利用状況、地域への影響等を総合的に勘案し、修繕・改築・建替え・廃止等の選択肢を組み合わせた効率的な老朽化対策を進めていきます。

【グラフ2】公共施設等（建物）の築年別整備状況



【グラフ3】公共施設等（建物）の用途別経過年数割合



※2024年度（令和6年度）決算「固定資産台帳」より

2. 人口の見通し

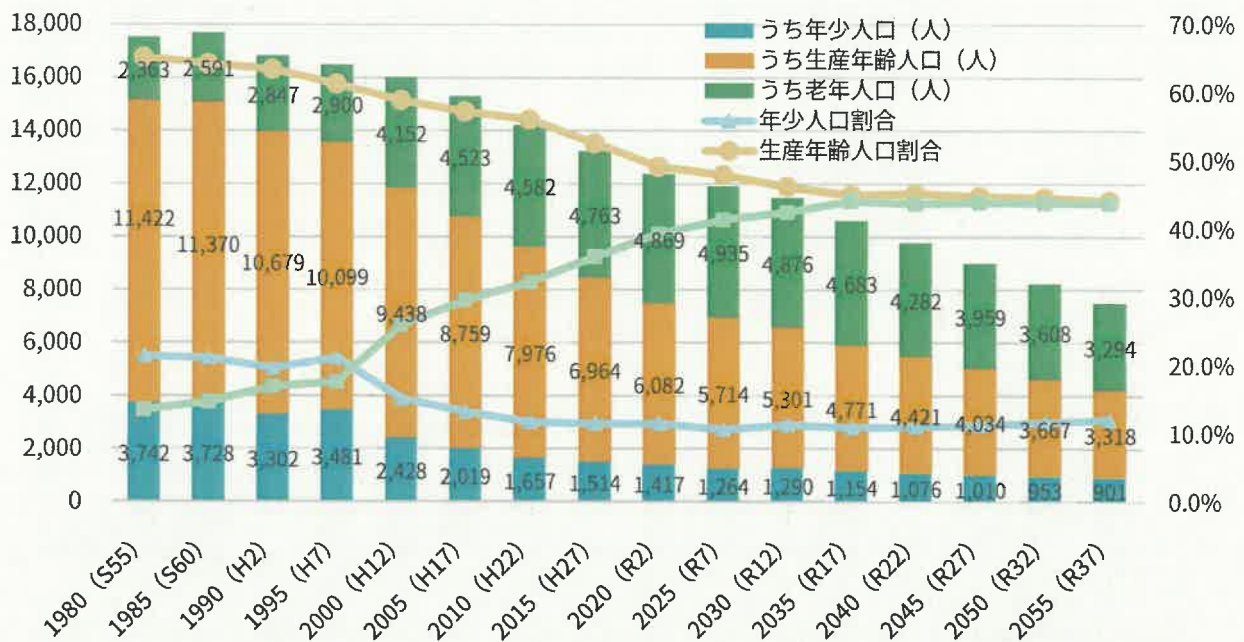
本町の総人口は、1985年（昭和60年）以降減少傾向が続いています。少子化の進行や若年層の町外流出などの影響により、近年の総人口は減少が続いている状況です。

国勢調査結果を基に総人口の推移を整理すると、年少人口・生産年齢人口の減少が顕著です。一方で、高齢化の進展により、老年人口は近年高止まりの状況にあります。

また本町の総人口は将来的に減少していくことが見込まれます。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計の結果、2050年（令和32年）時点の人口は8,228人と予測されています。本町における総人口の減少は、公共施設の利用需要や財政基盤に直接的な影響を与えることから、人口規模の縮小を前提とした公共施設等の適正配置や保有総量の見直しを進めていく必要があります。あわせて、地域コミュニティの維持や防災・福祉等の観点から、将来の人口構造を踏まえた施設配置のあり方を検討していきます。

【表9・グラフ4】人口推移と将来推計

	総人口 (人)	うち年少人 口(人)	うち生産年 齢人口 (人)	うち老年人 口(人)	年少人口割 合	生産年齢人 口割合	老年人口割 合
1980 (S55)	17,527	3,742	11,422	2,363	21.3%	65.2%	13.5%
1985 (S60)	17,689	3,728	11,370	2,591	21.1%	64.3%	14.6%
1990 (H2)	16,828	3,302	10,679	2,847	19.6%	63.5%	16.9%
1995 (H7)	16,480	3,481	10,099	2,900	21.1%	61.3%	17.6%
2000 (H12)	16,018	2,428	9,438	4,152	15.2%	58.9%	25.9%
2005 (H17)	15,301	2,019	8,759	4,523	13.2%	57.2%	29.6%
2010 (H22)	14,215	1,657	7,976	4,582	11.7%	56.1%	32.2%
2015 (H27)	13,241	1,514	6,964	4,763	11.4%	52.6%	36.0%
2020 (R2)	12,368	1,417	6,082	4,869	11.5%	49.2%	39.4%
2025 (R7)	11,913	1,264	5,714	4,935	10.6%	48.0%	41.4%
2030 (R12)	11,467	1,290	5,301	4,876	11.2%	46.2%	42.5%
2035 (R17)	10,608	1,154	4,771	4,683	10.9%	45.0%	44.1%
2040 (R22)	9,779	1,076	4,421	4,282	11.0%	45.2%	43.8%
2045 (R27)	9,003	1,010	4,034	3,959	11.2%	44.8%	44.0%
2050 (R32)	8,228	953	3,667	3,608	11.6%	44.6%	43.9%
2055 (R37)	7,513	901	3,318	3,294	12.0%	44.2%	43.8%



※2020年（令和2年）まで「国勢調査」、2025年（令和7年）以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来人口

※2020年（令和2年）までの「年齢不詳」は老年人口に加算

3. 財政状況の見通し

(1) 歳入・歳出の推移

本町の歳入は、町税等の「自主財源」と、地方交付税・国県支出金・地方債等の「依存財源」から構成されています。一般に、本町を含む地方部の自治体では依存財源の比率が相対的に高くなりやすい一方で、近年は「ふるさと納税（寄附金）」の増減が自主財源側の動きに影響し、歳入構造（自主財源比率・依存財源比率）にも変化を与え得る状況です。実際に、ふるさと納税の伸長を背景に「自主財源比率が上がったように見える」一方、寄附金を控除すると自主財源比率が大きく変わる点や、制度環境・競争環境によって歳入の見通しが左右される点には注意が必要です。

このため、本計画における財源見通しの整理に当たっては、決算における歳入の推移を「自主財源／依存財源」に分けて把握し、ふるさと納税を含む寄附金等の動向が歳入全体に与える影響を確認します。依存財源の歳入に占める割合が減少傾向にある場合であっても、その背景にあるふるさと納税の動向次第では状況が変化し得るため、制度変更や市場環境の変化、将来の寄附額の振れ幅を踏まえ、過度な楽観に陥らないよう注意しながら、中長期的な施設更新財源の確保策を検討していきます。

一方、歳出については、性質別の推移（人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、投資的経費等）を確認し、公共施設等の維持管理・更新に充当可能な財源の余力を把握します。とりわけ、少子高齢化の進行に伴う扶助費等の増加により義務的経費が増大し、財政の硬直化が進み得ることが指摘されており、本町においても中長期的な注意点となります。

また、近年の物価高や資材価格・エネルギー価格の変動は、委託料や光熱水費、修繕費など、施設の運営・維持管理に直結する経費を押し上げる要因となります。今後、扶助費等の増加と物価高の影響が重なる場合には、施設更新・長寿命化に充てることができる投資的経費の確保が一層難しくなることも想定されます。このため、歳出の推移を継続的に点検しつつ、既存施設の総量適正化、優先順位付け、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減・平準化などを通じて、将来負担の抑制に取り組んでいきます。

【表10】歳入の推移 単位：千円

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2024 対総額比
町税	1,387,583	1,401,589	1,473,768	1,459,248	1,447,965	1,479,943	8.8%
分担金及び負担金	19,968	11,937	10,674	10,983	7,971	17,710	0.1%
使用料及び負担金	75,716	73,251	71,555	70,899	71,795	56,341	0.3%
寄附金	2,842,354	4,981,925	4,732,143	4,258,689	4,531,599	5,763,409	34.4%
繰入金	657,554	406,731	437,838	838,973	986,531	1,551,002	9.2%
繰越金	292,332	227,283	313,466	345,659	249,913	251,001	1.5%
その他	147,389	79,647	60,574	81,801	78,714	132,075	0.8%
自主財源計	5,422,896	7,182,363	7,100,018	7,066,252	7,374,488	9,251,481	55.2%
地方交付税等	3,021,680	3,319,252	3,554,609	3,358,220	3,381,738	3,639,992	21.7%
国庫支出金	936,571	2,728,446	1,886,603	1,671,975	1,370,219	1,373,100	8.2%
県支出金	787,025	1,305,930	900,752	845,251	1,194,851	1,695,428	10.1%
町債	389,746	672,906	377,770	301,799	340,917	807,905	4.8%
依存財源計	5,135,022	8,026,534	6,719,734	6,177,245	6,287,725	7,516,425	44.8%
歳入合計	10,557,918	15,208,897	13,819,752	13,243,497	13,662,213	16,767,906	-

※「地方財政状況調査」より

【表11】歳入の推移と歳入に占める依存財源の割合 単位：千円

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	対総額比
自主財源合計	2,580,542	2,200,438	2,367,875	2,807,563	2,842,889	3,488,072	31.7%
依存財源合計	5,135,022	8,026,534	6,719,734	6,177,245	6,287,725	7,516,425	68.3%
歳入合計	7,715,564	10,226,972	9,087,609	8,984,808	9,130,614	11,004,497	-

※「地方財政状況調査」より

※本表は「寄附金」を除いた「自主財源」となります

【表12】歳出の推移 単位：千円

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	対総額比
人件費	1,188,981	1,173,517	1,183,649	1,186,010	1,262,049	1,327,738	8.4%
物件費	1,745,545	2,650,216	2,492,603	2,225,538	2,277,870	2,653,251	16.7%
維持補修費	56,559	60,194	55,496	74,096	74,843	114,465	0.7%
扶助費	1,465,275	1,512,299	1,832,830	1,633,882	1,875,029	1,937,138	12.2%
補助費等	1,567,189	3,621,244	2,637,458	2,394,933	2,693,730	3,308,796	20.8%
普通建設事業費	1,065,680	1,497,469	523,622	621,273	1,307,121	2,099,251	13.2%
災害復旧事業費	56,274	445,450	599,405	555,788	79,616	177,960	1.1%
公債費	937,228	892,457	898,179	833,719	770,131	702,211	4.4%
積立金	1,233,524	1,946,435	2,114,305	2,354,488	1,959,569	2,740,478	17.3%
投資・出資金	708	1,000	0	0	2,100	65,648	0.4%
貸付金	4,680	2,860	1,080	1,080	1,620	2,160	0.1%
繰出金	798,993	842,290	855,466	862,777	907,534	753,431	4.7%
歳出合計	10,120,636	14,645,431	13,194,093	12,743,584	13,211,212	15,882,527	-

※「地方財政状況調査」より

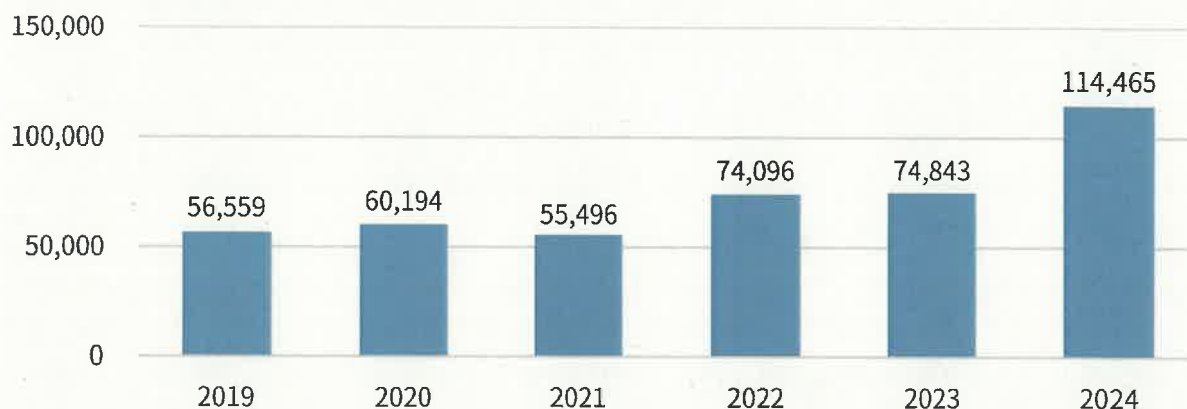
(2) 維持補修費・普通建設事業費の推移（普通会計・公営企業会計）

公共施設等に対する修繕の際に必要な「維持補修費」や公共施設等に対する大規模改修・更新に必要な「普通建設事業費」は、多額の財政負担を伴うものであることから、本町における今後の財政運営に大きな影響を与える重要なテーマです。

例えば維持補修費は、これまでの決算状況をみると、公共施設の老朽化の進行に伴って増加する傾向が見られます。一方、新規建設や大規模改修については、ある程度事業費を抑制してきたことから、令和5年度まで普通建設事業費は一定の範囲に抑えられてきました。しかし、学校施設や庁舎等の基幹的施設では、更新や大規模改修の需要が今後本格化

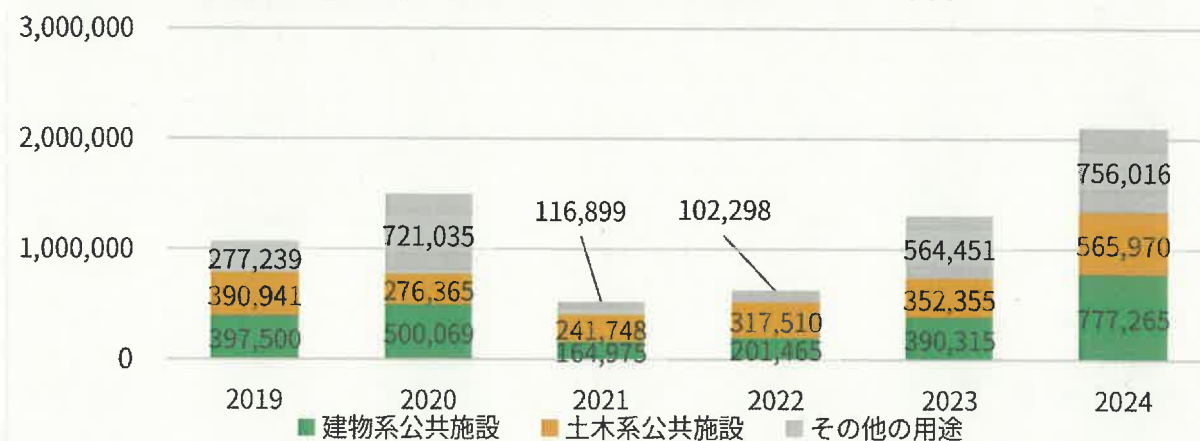
することが見込まれており、中長期的には普通建設事業費の増加が避けられない状況にあります。

【グラフ5】維持補修費（普通会計）の推移 単位：千円



※「地方財政状況調査」より

【グラフ6】普通建設事業費（普通会計）の内訳別推移 単位：千円

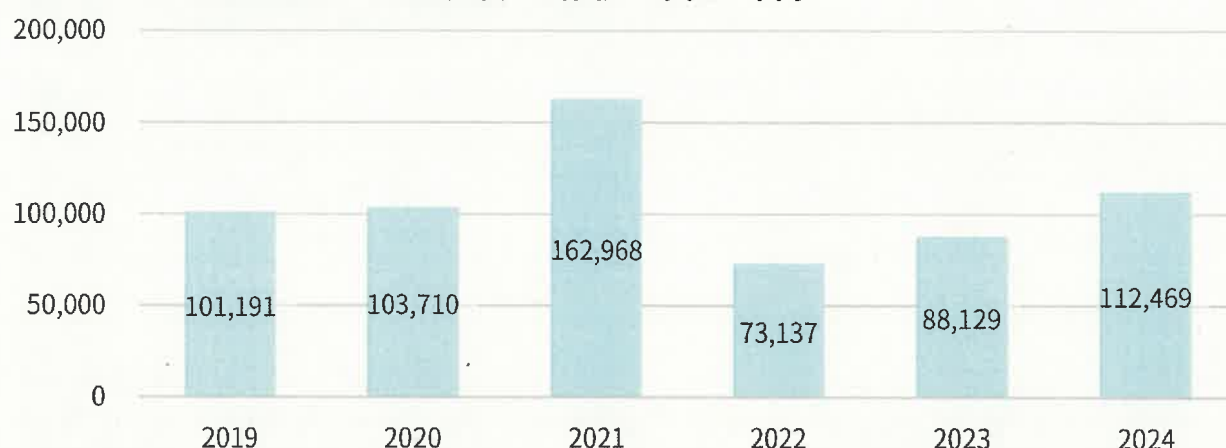


※「地方財政状況調査」より

※「その他の用途」として「国や県・民間等に対する補助金」「用地取得費」等

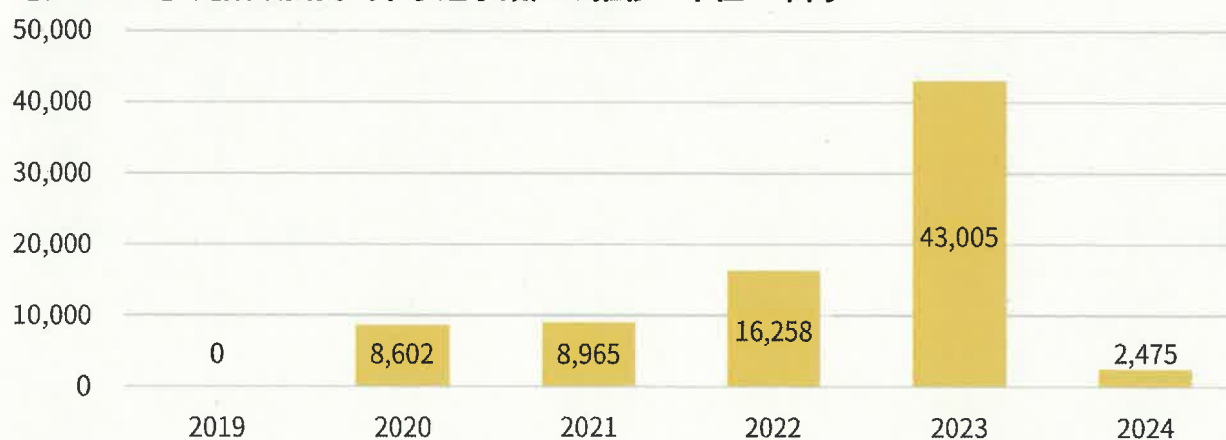
公営企業会計においても、水道・下水道等の建設改良費は、施設の老朽化や更新工事の実施により、水道事業については年間平均1億円、下水道事業については年間平均1,500万円程度となっています。料金収入の伸びが見込みにくいなかで、更新投資や耐震化対策等に必要な建設改良費をどのように確保していくかが課題となっており、将来の料金水準や一般会計からの繰入れのあり方も含めて検討する必要があります。

【グラフ7】建設改良費（水道事業）の推移 単位：千円



※「地方公営企業決算状況調査」より

【グラフ8】建設改良費（下水道事業）の推移 単位：千円



※「地方公営企業決算状況調査」より

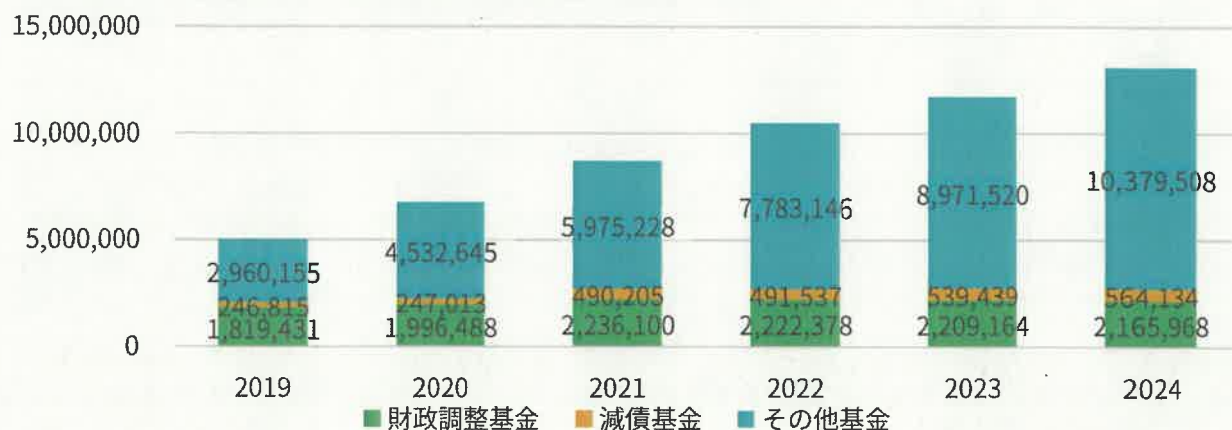
（3）財政調整基金・公共施設更新基金の残高推移

本町では、景気動向や地方交付税の変動等による歳入の増減に対応し、将来の財政需要に備えるため、財政調整基金等の各種基金を積み立てています。また、公共施設等の大規模改修・更新に備える目的で、公共施設更新基金（その他基金）の積立も行ってきました。

これまでの決算状況を整理すると、財政調整基金については、一定期間にわたり計画的な積立てと取崩しを繰り返しながら、おおむね安定的な残高を維持してきました。一方で、公共施設更新基金（その他基金）等の施設関連基金については、今後見込まれる大規模な更新需要を賄うには残高が不十分な水準であることが懸念されます。

今後は、歳入状況や将来の更新需要を踏まえつつ、財政調整基金の適正規模を検討するとともに、公共施設更新基金等への計画的な積立てを進めることが重要です。本計画では、基金残高の推移を注視しながら、必要に応じて積立方針や活用方針を見直していくこととします。

【グラフ9】基金残高（普通会計）の推移 単位：千円



※「地方財政状況調査」より

（4）地方債（企業債）残高の推移

地方債は、公共施設等の整備や大規模改修・更新等に要する多額の費用を、将来世代を含む本町住民が長期にわたって均等に負担するための重要な財源であり、本町においても、道路整備や学校建設、上下水道整備等の各種事業に活用してきました。一方で、地方債残高の増加は、将来世代の負担につながることから、その水準や償還計画を適切に管理していくことが求められます。

本町の地方債残高は、過去の大型投資の影響等により一時的に増加した時期もありますが、その後、計画的な新規発行の抑制や繰上償還等の取組により、徐々に縮減してきている状況です。ただし、今後、公共施設等の更新や災害対応等に伴う新たな投資需要が生じた場合には、再び地方債残高が増加する可能性もあり、中長期的な視点での管理が必要になっています。

本計画では、地方債残高の推移を踏まえつつ、将来の償還負担と新規投資需要のバランスを考慮しながら、地方債の発行規模や償還年限等について慎重に検討していくこととします。

【グラフ10】 地方債（企業債）残高の推移 単位：千円



※「地方財政状況調査」「地方公営企業決算状況調査」より

4. 将来の更新費用の見通し

(1) 更新費用推計（単純更新の場合：令和6年度決算時点試算結果）

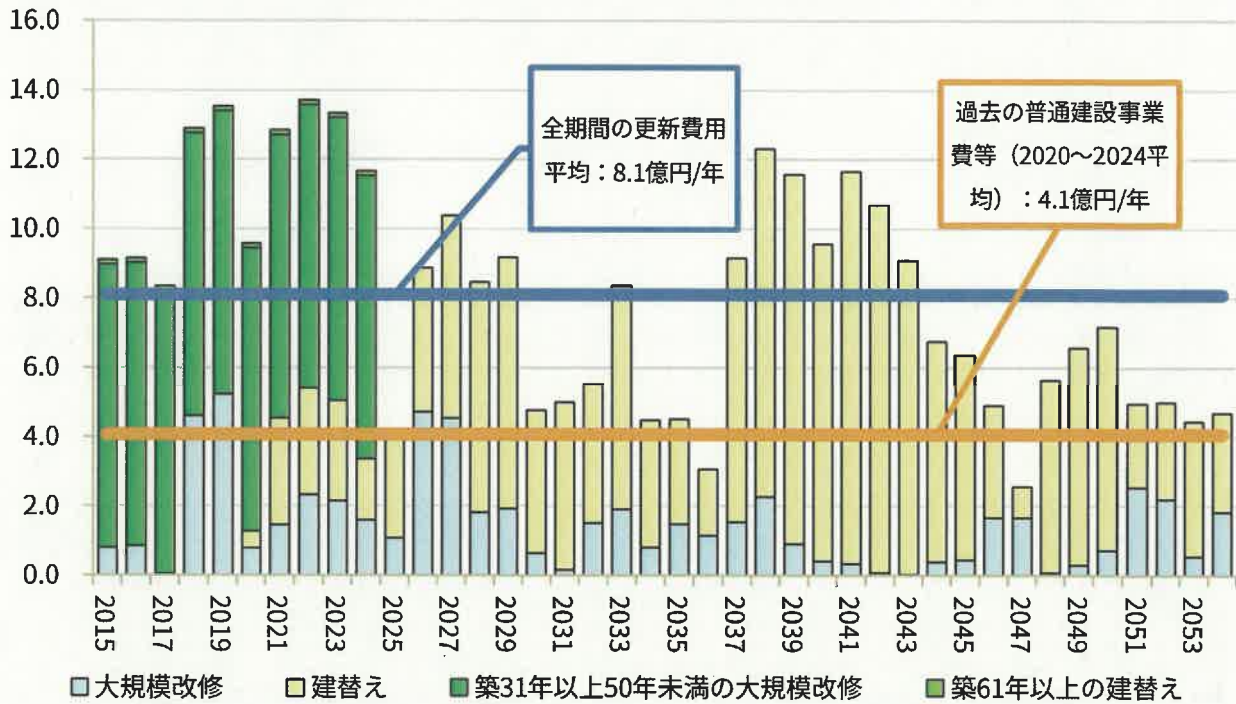
公共施設等のうち建物系公共施設を、現在の規模・機能・配置のまま、耐用年数の到来ごとに単純に更新していくことを前提とすると、今後の更新費用は非常に多額になり、将来の財政状況のひっ迫につながりかねないと予想されます。これは、高度経済成長期の集中的な整備から時間が経過し、更新時期が集中する施設が多いことや、建築資材費・人件費等の上昇が見込まれることなどによるものです。

本計画では、固定資産台帳や個別施設計画等に基づき、代表的な施設類型ごとに、耐用年数経過時に同規模・同機能の施設を建替えるという前提で簡易な費用試算を行い、今後40年間に必要となる更新費用の総額を推計することとします。ただし、当該推計に用いる単価設定からすると昨今の建設費が高騰していることから、この試算は、あくまで「現状維持・単純更新」を行った場合の目安を示すものであり、実際には、施設の統廃合や複合化、機能・規模の見直し等により、投資規模を抑制していくことが前提です。

こうした単純更新ケースの費用見込みを示すことにより、現状の施設配置や保有総量を前提とした場合の財政負担の大きさを明らかにし、施設の再編や長寿命化対策の必要性について、住民や町内関係者と共通認識を持つことを目指します。

①建物系公共施設

【グラフ11・表13】建物系公共施設の更新費用推計（総務省型） 単位：億円



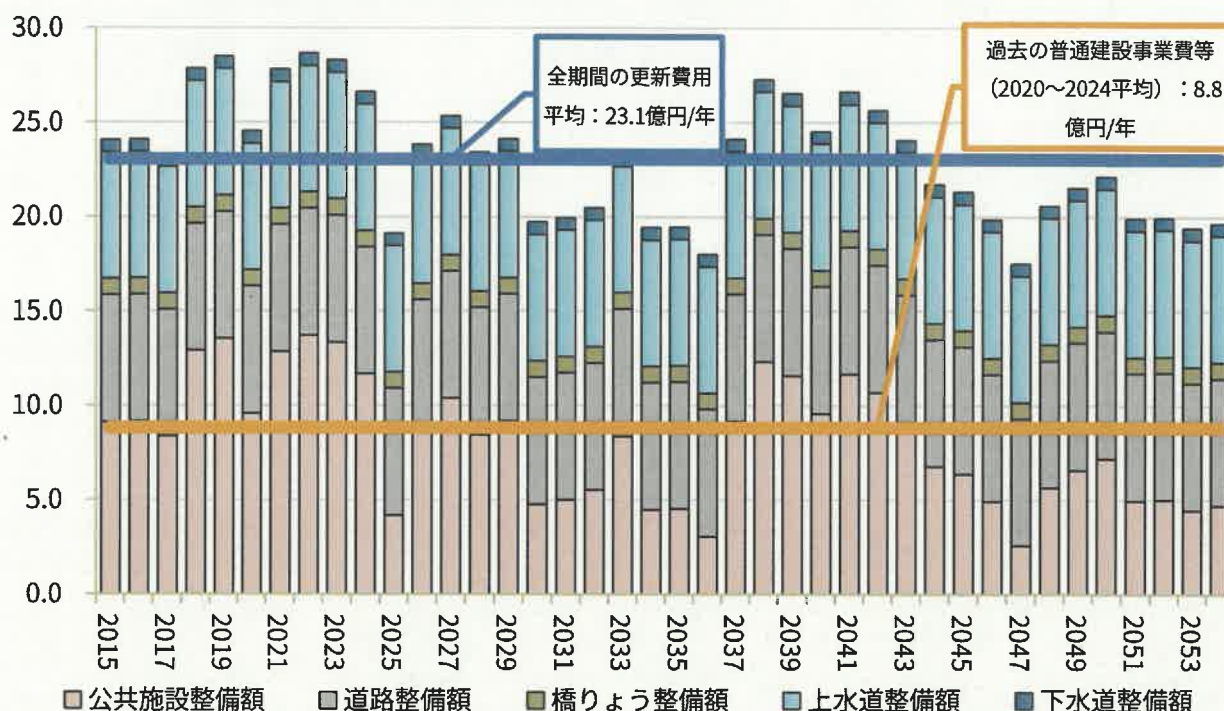
※第1期大崎町公共施設等総合管理計画における推計開始年（2015）年に推計開始時期を合わせています。

40年間での更新費用総額	324.0億円
1年あたり平均更新費用	8.1億円

この試算結果から分かる通り、本町が現在所有する建物系公共施設を現在の規模・機能・配置のまま、耐用年数の到来ごとに単純に更新していくことを前提とすると推計開始から40年間でおよそ324.0億円の費用が必要になることが分かりました。1年間あたりの費用はおよそ8.1億円となりますが、本町で建物系公共施設を更新等するために支出している費用は1年あたりおよそ4.1億円（計画改訂時点）であり、ほぼ倍の水準で支出を行わなければ本条件での建物系公共施設更新は不可能だということになります。

②公共施設等全体

【グラフ12】公共施設等全体の更新費用推計（総務省型） 単位：億円



インフラ（土木系公共施設及び企業会計公共施設）も含めた公共施設等の全体では、推計開始から40年間でおよそ921.9億円の費用が必要になることが分かりました。1年間あたりの費用はおよそ23.1億円となりますが、本町で公共施設等を更新等するために支出している費用は1年あたりおよそ8.8億円（計画改訂時点）であり、この水準で行くと毎年14.3億円の経費が不足することが見込まれています。毎年厳しさを増す財政状況を考慮すると、今後もこの水準の費用を投資し続けることは不可能です。建替えの集中する時期を見込んだ基金の積立、総量の圧縮、長寿命化対応などの取組みが不可欠です。

【表14】公共施設等全体の更新費用推計（総務省型）と年間不足分

	建物系公共施設	土木系公共施設	企業会計公共施設	合計
(A) 40年間の更新費用総額	324.0 億円	304.0 億円	293.9 億円	921.9 億円
(B) 1年平均更新費用	8.1 億円	7.6 億円	7.4 億円	23.1 億円
(C) 過去の普通建設事業費等（2020～2024平均）	4.1 億円	3.5 億円	1.2 億円	8.8 億円
(D) (B) - (C) 年間不足分	4.0 億円	4.1 億円	6.2 億円	14.3 億円

③更新費用推計条件設定（単純更新の場合）

【表15】公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）による更新費用シミュレーションの条件設定

項目	条件
更新費用の推計額	一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。
計算方法	耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。 延べ床面積×更新単価
耐用年数	標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。 日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
大規模改修	建設後30年で行うものとする。
更新単価（大規模改修及び建替え）	すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価（公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）における施設用途別更新単価）を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
地域格差	地域差は考慮しないものとする。
経過年数が31～50年	今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
経過年数が61年以上	建替え時期が近いので大規模改修は行わずに建替えるものとして計算する。

【表16】公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）における施設用途別更新単価

施設用途	大規模改修		建替え	
市民文化系施設、社会教育系施設 産業系施設、医療施設、行政系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設、供給処理施設、その他	20	万円/㎡	36	万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	17	万円/㎡	33	万円/㎡
公営住宅	17	万円/㎡	28	万円/㎡

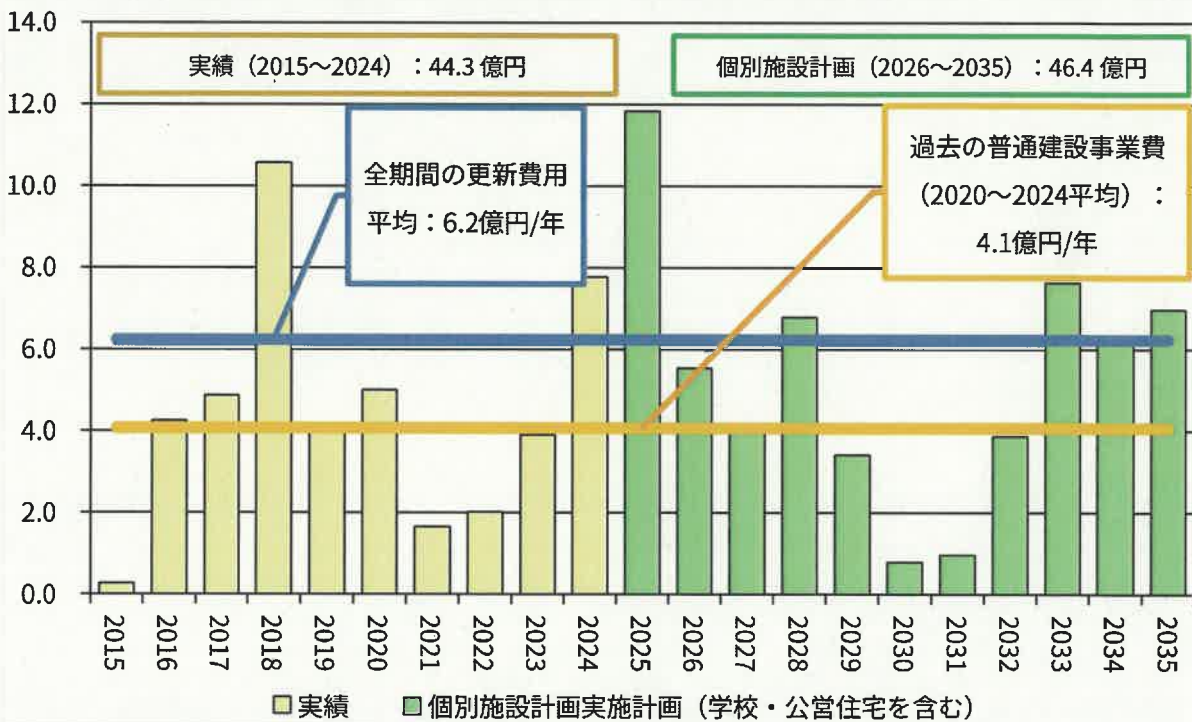
施設用途	更新年数	更新単価	
道路	15年	4,700	円/㎡
橋りょう	60年	425	千円/㎡
上水道（管径により金額異なる）	40年	100～923	千円/m
下水道（管径により金額異なる）	50年	61～295	千円/m

(2) 個別施設計画を反映した更新費用見込み額

①建物系公共施設

各種個別施設計画における長寿命化対策等に係る費用を反映した結果、計画期間である2026年（令和8年）から2035年（令和17年）の10年間の更新費用は46.4億円（2015～2054年：249.6億円）となり、当初の単純推計の結果に対して大幅な更新費用縮減効果が期待されます。なお、2015年（平成27年）から2024年（令和6年）は「地方財政状況調査」より建物関連の普通建設事業費を抽出し、2025年（令和7年）以降は各種個別施設計画の対策費用を試算・集計しています。

【グラフ13】建物系公共施設の更新費用推計（実績及び個別施設計画反映）単位：億円



※2025年度（令和7年度）は計画改訂年になるため実績44.3億円、見込46.4億円のいずれにも含めません。

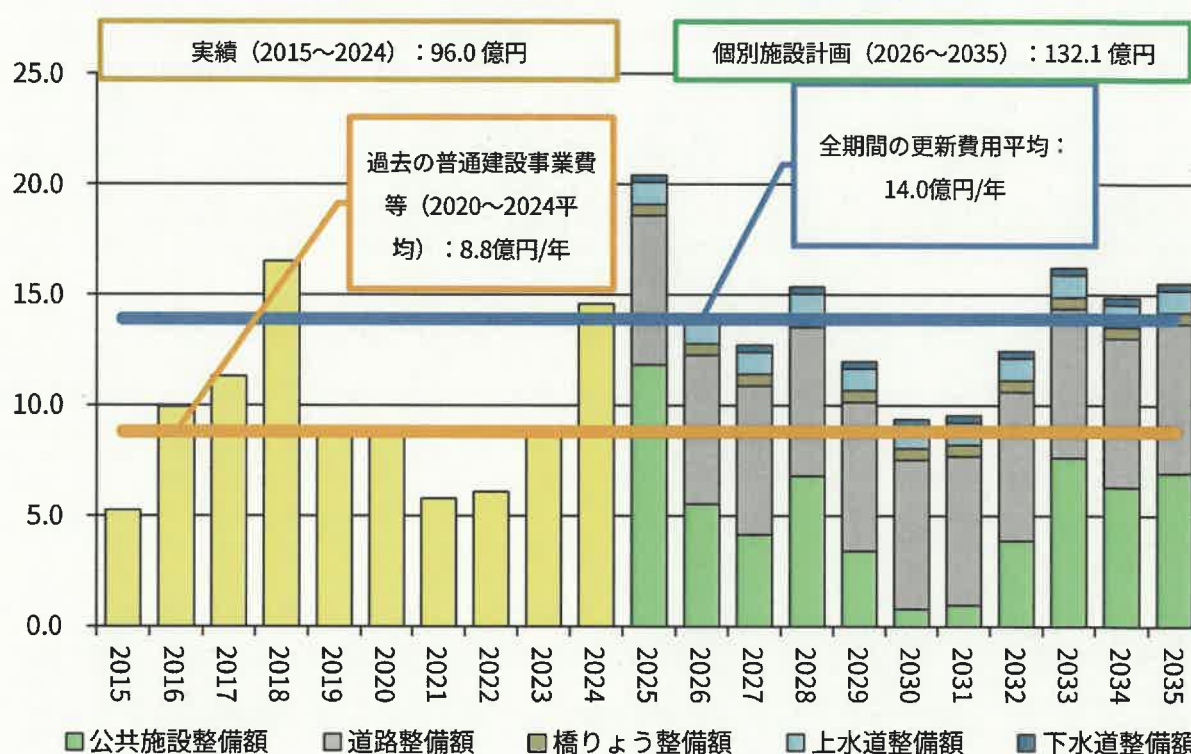
【表18】実績及び個別施設計画反映にあたっての考え方（建物系公共施設）

参照元資料	考え方
地方財政状況調査（実績）	普通建設事業費から建物以外の経費を控除（21頁）
大崎町公共施設等個別施設計画（令和6年5月）	2025年以降の実施計画で計画された事業を採用
大崎町学校施設長寿命化計画（個別施設計画）（令和4年3月）	25頁「■今後の実施計画」における事業を採用
大崎町公営住宅等長寿命化計画【改訂版】（令和6年3月）	65頁「■事業スケジュール」における事業を採用

②インフラも含めた公共施設全体の更新費用

これまでの実績と各種個別施設計画における長寿命化対策等に係る費用を反映した結果、土木系公共施設及び企業会計公共施設を含む公共施設全体の更新費用は、2026年（令和8年）から2035年（令和17年）の更新費用は132.1億円（2015～2054年：556.4億円）となり、こちらも当初の単純推計の結果に対して大幅な更新費用縮減効果が期待されるものの、依然として財源が不足する見込みとなっています。

【グラフ14】 公共施設等全体の更新費用推計（実績及び個別施設計画） 単位：億円



※2025年度（令和7年度）は計画改訂年になるため実績96.0億円、見込132.1億円のいずれにも含まれません。

【表19】 公共施設等全体の更新費用推計（実績及び個別施設計画）と年間不足分

	建物系公共施設	土木系公共施設	企業会計公共施設	合計
(A) 40年間の更新費用総額	247.4 億円	258.3 億円	50.7 億円	556.4 億円
(B) 1年平均更新費用	6.2 億円	6.5 億円	1.3 億円	14.0 億円
(C) 過去の普通建設事業費等（2020～2024平均）	4.1 億円	3.5 億円	1.2 億円	8.8 億円
(D) (B) - (C) 年間不足分	2.1 億円	3.0 億円	0.1 億円	5.2 億円

【表20】 対策実施による効果見込み額

	建物系 公共施設	土木系 公共施設	企業会計 公共施設	合計
総務省（単純推計）の1年あたり更新費用	8.1 億円/年	7.6 億円/年	7.4 億円/年	23.1 億円/年
実績及び個別施設計画を反映した1年あたり更新費用	6.2 億円/年	6.5 億円/年	1.3 億円/年	14.0 億円/年
対策の1年あたり効果額	1.9 億円/年	1.1 億円/年	6.1 億円/年	9.1 億円/年

【表21】 実績及び個別施設計画反映にあたっての考え方（土木系公共施設及び企業会計公共施設）

参照元資料	考え方
大崎町橋梁長寿命化修繕計画（案） （令和6年5月）	2024年まで：実績（普通建設事業費）を採用 2025年以降：「大崎町橋梁長寿命化修繕計画（案）」14頁「図8-1 長寿命化修繕計画の事業費削減効果」50年間の事業費（予防保全型）2,613,767千円を1年あたりに平均して計上。
大崎町水道事業経営戦略（令和7年12月）	2024年まで：実績（建設改良費）を採用 2025年以降：2025年から2050年までの施設改修費等：744,000千円及び既設管の更新費用：2,102,500千円（「大崎町水道ビジョン・経営戦略」51頁（表7））が今後40年間の傾向として続くとして続くと仮定。
大崎町下水道事業経営戦略（公共下水道）（令和2年11月）	2024年まで：実績（建設改良費）を採用 2025年以降：2020年から2029年までの建設改良費見込額（「収支計画（※）」）320,000千円が工事対象資産は異なるとしても今後40年間の傾向として続くと仮定。

（3） 充当可能な財源の見込み

本町では、公共施設等の計画的な修繕・更新等に必要な経費の財源確保、財政負担の平準化を図ることを目的として「大崎町施設整備基金」を設置しています（2024年度（令和6年度）末時点残高：17.8億円）。

今後も、有効利用されていない公共施設等財産については売却をはじめとした処分を進めることで、公共施設等の維持管理・更新に係る経費の削減を行います。

5. 公共施設等における現状と課題

① 公共施設等の老朽化

- 公共施設等の老朽化が進んでおり、近年の建設資材や人件費の高騰により、今後、安全性を保つための修繕・更新にかかる経費はますます増加することが見込まれます。厳しい財政状況のもとでは、公共施設等の維持管理、運営に必要な経費を捻出し続けていくことが困難となることが予測されます。
- 公共施設等保有の必要性を検証・議論し、適切かつ計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

② 公共施設等に対するニーズの変化

- 地域における人口減少とともに、少子高齢化が急速に進んでいることから、今後、公共施設等施設に対するニーズの変化が予測されます。
- 社会環境やニーズの変化を見極めながら、公共施設等の必要性の見直し、複数施設の機能集約化、未利用財産の処分等、将来の財政負担の軽減を図るために、保有総量の適正化を図りながらも、行政サービスを落とさない効率的な運営を工夫していく必要があります。

③ 公共施設等に充てる財源の不足

- 今後、本町では役場庁舎など更新あるいは大規模改修などが必要となる公共施設等が増え、公共施設等に対する費用の増加が見込まれます。それに加え、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、ふるさと納税に関する環境の変化、少子高齢化に伴う扶助費の増加などにより、厳しさが増す財政状況の中、公共施設等の更新に充てられる財源の確保はさらに難しくなると考えられます。

第3章

公共施設等の総合的な管理に関する 基本方針

1. 全庁的な取組体制と情報管理・共有方策・フォローアップ
2. 基本方針
3. 個別方策の実施方針について

1. 全庁的な取組体制と情報管理・共有方策・フォローアップ

(1) 庁内推進組織・役割分担

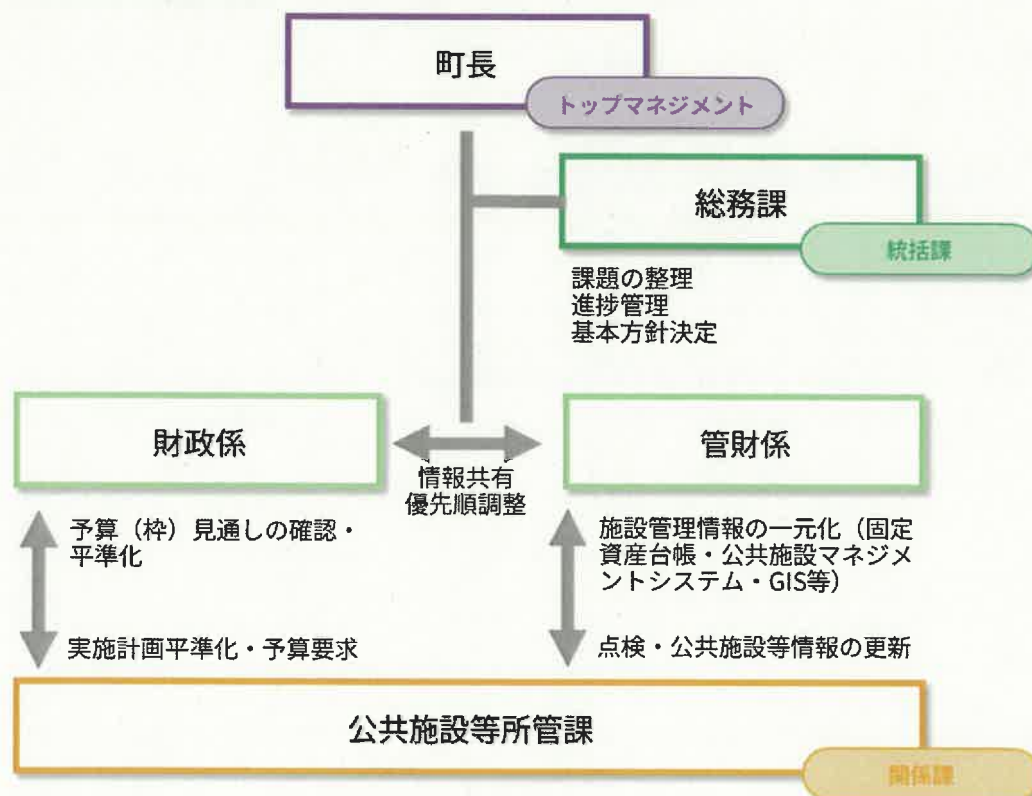
本計画の推進にあたっては、全庁的な視点から公共施設等を総合的にマネジメントする体制を整備することが重要です。

本町においては、町長のトップマネジメントを踏まえて総括担当課を総務課とし、公共施設等所管課との連携や調整を図ることとします。

- 公共施設等に関する基本方針の検討及び決定
- 個別施設計画や各種長寿命化計画との整合に関する調整
- 予算編成や事業化の段階における優先順位付けの協議
- 計画の進捗状況の点検及びフォローアップ

各施設を所管する担当課は、日常の維持管理や利用状況の把握、個別施設計画の策定・更新等を担い、総括担当課はそれらを取りまとめて、全庁的な視点から公共施設等の最適な配置・投資配分を検討する役割を担います。必要に応じて、外部の有識者や専門家から助言を受ける場を設け、専門性の確保にも努めます。

【図3】全庁的な取組体制



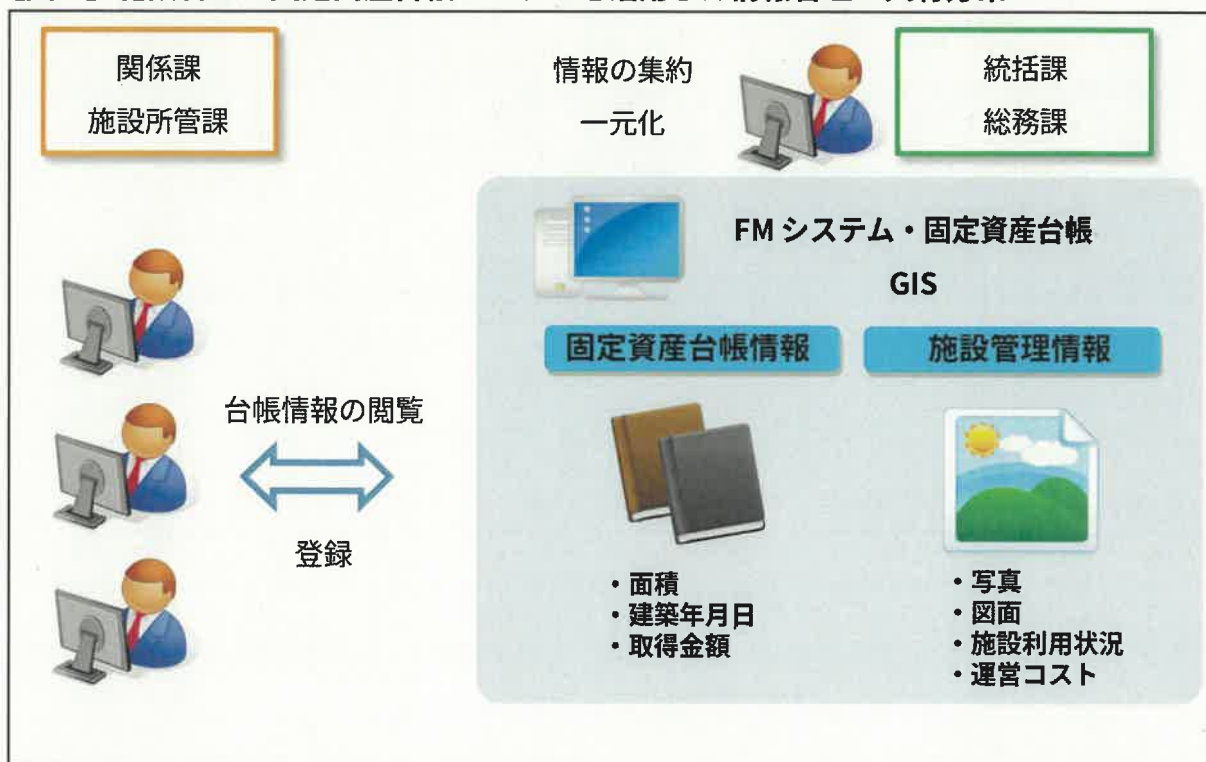
(2) 固定資産台帳やデータベースによる情報共有

公共施設等を総合的にマネジメントしていくためには、公共施設等の基本情報（所在地、構造、延べ床面積、建設年度等）に加え、点検・診断結果、修繕履歴、利用状況、維持管理費等を一元的に把握・共有することが不可欠です。このため本町では、地方公会計制度に基づく固定資産台帳を基礎データとしつつ、施設ごとの属性情報を整理した「施設カルテ」や、個別施設計画における実施計画に係るデータベースを整備し、庁内での情報共有を図ります。

具体的には、建物系・土木系・企業会計公共施設を通じて共通的に把握すべき項目を整理したうえで、公共施設等所管課が分散して保有している情報を可能な限り集約し、固定資産台帳との整合を図りながら、定期的に更新する仕組みを構築します。これにより、施設の老朽化状況や利用実態、維持管理費の傾向等を庁内で横断的に比較・分析できるようにし、更新・統廃合・長寿命化等の検討に活用していきます。

また、個別施設計画の策定・更新過程で得られた点検結果や補修履歴等についても、データベースとして蓄積し、次期点検や補修計画の立案、計画の見直しに反映させることとします。さらに、必要に応じて地理情報システム（GIS）等とも連携し、公共施設等の位置状況や周辺環境も含めて把握できるようにするなど、情報基盤の充実を図ります。

【図4】施設管理・固定資産台帳システムを活用した情報管理・共有方策



2. 基本方針

(1) 基本方針

本町においては、施設の老朽化、ニーズの変化、厳しい行財政環境といった課題に直面しています。安全を確保し、福祉の向上を実現していくために、財源の確保が最重要課題となります。今後、人口減少に伴い収入が減っていく事が予想されるため、公共施設の維持管理・公共サービスの提供に要しているコストや将来見込まれるコストの削減をせざるを得ません。加えて、将来の財政負担を軽減・平準化していくために、総合的・長期的な視点で公共施設等のマネジメントを行っていくことが重要となります。

本町では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本方針を下記のとおり定めます。

【図5】本町公共施設マネジメントの基本方針



(2) 基本的な考え方

① 保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減

減らす

現在利用されておらず、将来にわたり利活用の見込みが低い施設については廃止の決断をします。廃止となった施設は、積極的な売却・除却等を行います。

利用状況の検証や施設間の調整等を図り、施設の統合・複合化を推進します。

増やさない

新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず既存施設の有効利用（機能移転、複合化、用途変更等）について検討します。

将来的な維持管理コストの試算を必ず実施したうえで判断をします。

② 長寿命化の推進によるLCC（ライフサイクルコスト）の低減

長く使う

今後維持していく施設については、計画的な点検や修繕等により予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。建替えのタイミングを70年以上に延ばします。

③ 施設管理の効率化によるコストの削減

無駄を省く

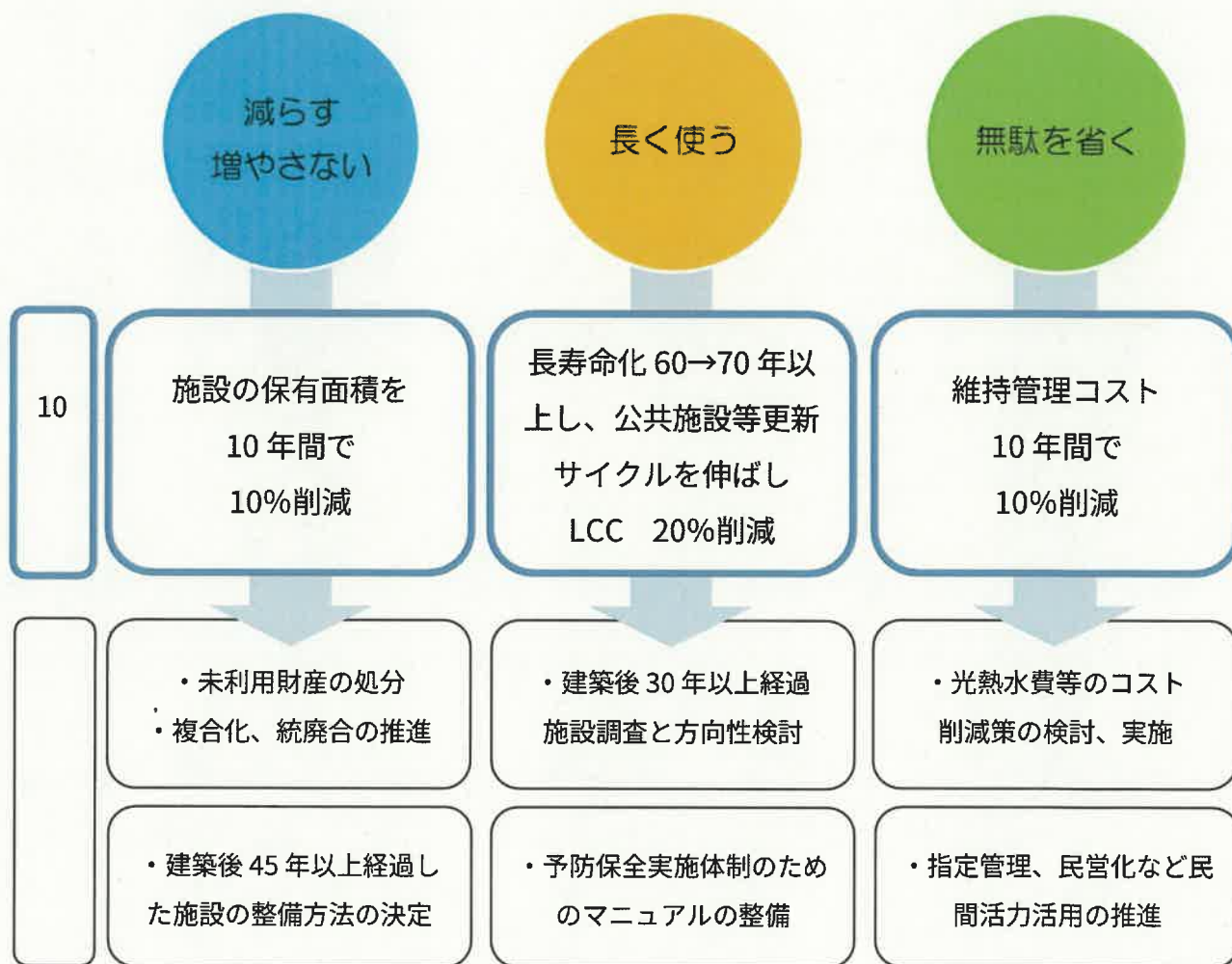
今後維持していく施設の管理に当たっては、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図ります。また、包括的民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組を推進しつつ、

PFI/PPPなど、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上、官民連携等について検討を行います。

(3) 目標数値

本町では、基本方針に対する目標値を以下のとおり設定します。

【図6】基本方針に対する目標値



3. 個別方策の実施方針について

(1) 点検・診断等の実施方針

本町は、公共施設等の安全性を確保し、長期的なライフサイクルを通じて適切に利用していくため、計画的な点検・診断を実施することを基本方針とします。建物系・土木系・企業会計施設を問わず、関係法令や各種ガイドライン等に基づき、定期点検や劣化診断を実施し、その結果を踏まえて補修・改修等の優先順位を検討します。

また点検・診断の結果は、固定資産台帳や施設カルテ等に記録し、庁内で共有します。特に、公共施設等の安全性に重大な影響を及ぼすおそれがある劣化・損傷が確認された場合には、利用制限や緊急的な補修等、必要な措置を速やかに講じるとともに、中長期的には人口の減少を見据えた更新・統廃合の検討にも反映させます。

(2) 維持管理・更新・統廃合の方針（予防保全・トータルコスト縮減・必要施設の絞り込み）

本町は、従来の事後保全中心の維持管理から、計画的な点検・診断に基づく予防保全型の維持管理へと転換し、ライフサイクル全体でのトータルコストの縮減と平準化を図ります。修繕・改修・更新のタイミングについては、施設の重要度や利用状況、劣化の進行度合い等を踏まえ、費用対効果に優れた投資となるよう検討します。

あわせて、人口減少や需要変化を踏まえ、すべての施設を同水準で更新し続けるのではなく、「将来にわたって必要な施設」と「役割を終えつつある施設」を仕分けすることを基本的な考え方とします。必要性が低下した施設については、統合や機能集約、複合化、規模縮小、廃止等も選択肢とし、施設総量の適正化を進めることで、限られた財源の中で優先度の高い施設への投資を可能とするよう努めます。

新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず既存施設（民間施設も含む）の用途転用を含めた有効利用について検討するとともに、将来的な維持管理コストの試算も行い事業実施の可否を判断するものとします。

(3) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

保有する財産でも民間等による利活用が期待できる財産や、廃止となった施設については、サウンディング型市場調査等を活用し用途変更・積極的な売却・除却等に努めます。

(4) 安全確保の実施方針

公共施設等は、住民の安全・安心な生活を支える基盤であり、その安全確保は最優先で取り組むべき事項です。本町は、施設の点検・診断結果に基づき、構造上の危険や落下物の危険、バリア・フェンス等の欠損など、利用者の安全に直接関わるリスクを把握し、必要な措置を講じます。特に、道路・橋りょう等のインフラ施設や、学校・避難所等の防災拠点施設については、緊急時においても安全に利用できるよう安全対策を進めます。

また、豪雨・地震等の自然災害リスクの高まりを踏まえ、ハード・ソフト両面からの安全対策を組み合わせ進めます。

(5) 耐震化の実施方針

本町は、地震発生時における利用者の安全確保と、地域防災拠点としての機能維持を図る観点から、公共施設等の耐震化を計画的に推進しています。耐震診断が未実施の施設については順次診断を進め、耐震性能が不足していると判断される施設については、補強工事や建替え等の対策を計画的に実施します。

特に、学校施設、避難所に指定された施設、庁舎や防災拠点など、災害時に中枢的な役割を担う施設については、他の関連計画とも整合を図りながら対策を図ります。

(6) 長寿命化の実施方針

本町は、公共施設等の長寿命化を図ることにより、大規模な更新費用の平準化と将来負担の軽減を目指します。そのため、点検・診断結果を踏まえ、躯体や主要構造部分に重大な支障が生じる前に、計画的な補修・部分更新等を行う予防保全型の長寿命化対策を推進します。

個別施設計画や長寿命化計画においては、施設ごとの劣化傾向や利用状況に応じて、補修・更新の優先順位や時期を整理し、本計画が示す財源見通しと整合を図りながら、長寿命化対策を実施していきます。これにより、施設の安全性・機能性を維持しつつ、ライフサイクル全体のコスト縮減を図ります。また、今後建設する施設については、建設技術が向上していることも踏まえ、70年以上使うことを目標とし、現時点で建築後30年以上経過している建物については、現地調査等の実施により、各施設の今後の方向性を検討します。

(7) ユニバーサルデザインの取組

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定、令和2年12月22日一部改正）における考え方等を踏まえ、本町は、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい公共施設等の整備を進めます。

(8) PPP/PFIの活用について

行政サービスの低下を招くことなく行政運営の効率化が図られる事務事業については、民間への委託等を検討します。

公共施設等の更新や利活用について、本町では既に定住促進住宅等で民間活力の導入を進めておりますが、引き続き他団体の事例等も参考にしながら、民間の技術・経験・資金等の活用を検討します。

住民の意見や民間企業等のアイデアを取り入れやすくするためにも、本計画を含め公共施設等に関する情報公開に努めるほか、サウンディングツアーなどによる遊休施設の利活用可能性についても探るものとします。

(9) 市区町村域を超えた広域的な検討等について

本町ではごみ処理、火葬等の事業について、一部事務組合により広域的な処理を行っており、引き続き近隣団体の施設等との利活用連携について検討します。また本町にある「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」との連携も検討します。

(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進するにあたり、総括課と関係課との間で連携をとりながら効率的な維持管理の推進を図るために、総務課で導入している施設管理・固定資産台帳システムを活用し、各部局の保有する施設情報について一元管理を行うとともに、毎年度更新することで常に最新の情報が閲覧できるようにします。

職員研修や担当職員の技術研修等も必要に応じて行うものとし、民間企業等が提供する外部の研修も積極的に受講します。

(11) フォローアップの実施方針

本計画は、対象となる公共施設等の改修や建替えの方針及び工事概要を計画づけるものです。本計画に位置付けられた公共施設等に係る事業は、優先度判定や事業の方向性検討等の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定するものとします。

また実施計画及び各年度の工事実績についても施設マネジメントシステムにおいて継続的に管理・更新し、翌年度以降の展開に向けて適宜見直しを行うことで、計画の確実な推進を図ります。

(12) SDGSの取組

本町では2019年（令和元年）7月に「SDGs未来都市」に選定されましたが、2022年（令和4年）3月には「第2期大崎町SDGs未来都市計画」を策定しています。公共施設マネジメントの分野でも、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development

Goals)の一つである「住み続けられるまちづくり」を念頭に、公共施設マネジメントの推進を図ります。

(13) 脱炭素化推進方針（省エネ・再エネ導入・ゼロカーボン宣言との連動）

本町は、2022年（令和4年）4月に「ゼロカーボン推進宣言」を行い、2050年（令和32年）までにカーボンニュートラルを達成すべく、「大崎町脱炭素ロードマップ」を策定し、公共施設等の整備・更新を通じて温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。具体的には、高断熱化や高効率空調・照明設備の導入等による省エネルギー化、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入・活用を進めます。

また、ゼロカーボンシティに関する国や県の方針、環境関連計画との整合を図りつつ、公共施設等におけるエネルギー使用量や排出量の把握・見える化に努めます。そのうえで、施設更新や大規模改修の機会を捉えて、段階的に脱炭素化を進めることで、地域全体の温室効果ガス排出削減に寄与していきます。

(14) 議会や住民との情報共有等

本計画を含む公共施設マネジメントに係る情報については、議会や住民・民間への十分な情報提供等を行うことで、相互理解や共通認識を図ります。

第4章

施設類型ごとの基本方針

1. 建物系公共施設
2. 土木系公共施設
3. 企業会計公共施設

1. 建物系公共施設

すべての建物系公共施設について「公共施設等の総合的な管理に関する基本方針」に基づき、全庁的な共通認識を踏まえた管理に取り組むこととします。以下に主な施設類型毎の管理に関する基本的な考え方を示しますが、施設の特徴や実情を踏まえた個別施設計画を策定する等、より効果的・効率的な管理を計画的に推進し、本計画の内容も随時更新を図ることとします。

(1) 市民文化系施設

【表22】市民文化系施設一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
中央公民館	文化施設	2	2,309.66	昭和49年3月28日
中沖地区公民館	集会施設	2	420.62	昭和61年3月3日
教育集会所	集会施設	1	132.00	平成4年3月23日
陶芸棟	文化施設	1	47.88	昭和43年3月31日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

【図7】市民文化系施設（一部）



中央公民館

※本施設以外にも中沖地区公民館や教育集会所等が町民の集まる場となります。

- 適切な維持管理に努め長寿命化を図るとともに、利用率や利用目的等を調査のうえ統廃合も視野に入れ、市民文化系施設のあり方について検討します。

- 改修を行うときは、今後の高齢化の進行を見据え、集会・研修のほか介護予防等の拠点施設としての活用など、複合的な利活用の可能性を考慮します。
- 災害発生時等の応急避難場所としての機能を有する施設も多いことから、特に安全性と利便性に配慮した管理を行います。

(2) 社会教育系施設

【表23】社会教育系施設一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
町立図書館	図書館	4	721.39	昭和60年3月22日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 図書館は、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、他施設との複合化も視野に入れながら、利用者の快適な空間づくりに努めます。また、県や近隣市町村との連携を図りながら施設の広域化等のあり方を互いに検討し、将来に備えます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

【表24】スポーツ・レクリエーション系施設一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
町営プール・キャンプ場	レクリエーション施設・観光施設	26	1,248.32	昭和60年5月28日
持留地区農村広場	スポーツ施設	1	22.50	平成2年3月28日
中央運動公園	スポーツ施設	5	139.55	昭和52年3月31日
大丸運動公園	スポーツ施設	4	109.35	昭和56年1月30日
永吉運動広場	スポーツ施設	1	11.97	昭和56年3月28日
弓道場	スポーツ施設	3	152.04	昭和51年3月31日
総合体育館	スポーツ施設	1	4,084.00	昭和64年1月1日
くにの松原	レクリエーション施設・観光施設	1	23.63	平成3年3月22日
野方分館運動場	スポーツ施設	1	17.55	平成21年4月1日
菱田分館運動場	スポーツ施設	2	20.00	昭和53年8月26日
道の駅野方あらさの駐車場	レクリエーション施設・観光施設	2	376.04	平成26年12月13日
いこいの森	レクリエーション施設・観光施設	1	3.80	昭和56年3月20日
四季の森	レクリエーション施設・観光施設	1	4.00	平成31年2月28日
横瀬古墳	レクリエーション施設・観光施設	1	5.74	令和3年4月1日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

【図8】スポーツ・レクリエーション系施設（一部）



総合体育館

※本施設以外にも複数施設でスポーツやレクリエーション活動を行うための場が提供されています。

- 所管課職員において目視等による通常点検を行うとともに、専門技術等による法令に基づく定期点検を実施します。また、特に遊具や器具等は、毎年1回以上の頻度で目視や触診等による健全度調査を実施します。
- 継続的な研修等を行うことにより所管課職員の危険に対する感覚を高め、日常点検の実効性を確保します。
- 利用の少ない類似の施設については、地域の将来像を見据え、住民の合意形成を図りながら、集約化や他用途への転換、複合化を検討し、修繕費等を抑制しつつ長寿命化を図ります。

(4) 産業系施設

【表25】産業系施設一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
農業機械センター	産業振興施設	3	660.39	昭和39年4月1日
菱田農村環境改善センター	産業振興施設	2	726.26	昭和53年8月26日
野方農村環境改善センター	産業振興施設	1	779.50	昭和58年5月28日
持留地区農村環境改善センター	産業振興施設	1	389.20	平成4年2月17日
大丸地区農村環境改善センター	産業振興施設	1	402.55	平成5年11月4日
大崎町家畜集合指導センター	産業振興施設	5	1,574.09	昭和57年3月30日
野方活性化センター	産業振興施設	3	445.50	平成11年7月29日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 農家数は減少傾向にありますが、農業の担い手の高齢化により施設に対する依存度は高いことを踏まえ、建替え時にはサイズを縮小するなど、適正管理に努めます。
- 施設・設備等の維持管理のコスト削減に努めます。

(5) 学校教育系施設

【表26】 学校教育系施設一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
大崎中学校	学校	20	5,932.10	昭和36年9月1日
旧大崎第一中学校	学校	15	4,284.31	昭和45年9月29日
大崎小学校	学校	8	5,751.70	昭和43年3月1日
大丸小学校	学校	11	2,337.88	昭和41年3月1日
菱田小学校	学校	11	2,571.12	昭和35年4月1日
中沖小学校	学校	9	2,382.32	昭和41年3月1日
持留小学校	学校	9	2,481.30	昭和50年4月1日
野方小学校	学校	11	2,833.59	昭和29年4月1日
学校給食センター	その他教育施設	2	1,220.76	平成11年3月15日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

【図9】 学校教育系施設（一部）



大崎中学校

大崎小学校

野方小学校

※本施設以外にも複数の施設で児童生徒が学び育つ場を提供しています。

- 児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童・生徒の『生きる力』を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性には特に配慮します。
- 老朽化対策においては、教育環境への配慮のほか、地域コミュニティ及び災害時の応急避難所としての位置付けも考慮し、建物の状況や将来の財政状況も見通したうえで

計画的に進めることとし、「大崎町学校施設長寿命化計画」に沿った整備の重点化や施設の長寿命化を検討します。

- 閉校や学級減、または教育課程の見直し等により不要となる学校施設の集約化や除却等を行い、施設総量の適正化を図ります。
- 学校給食センターは、関係法令の改正等にも適合するように施設の改修・整備に努め、かつ、安全安心な給食が提供できるよう衛生的な施設の運用を図ります。

(6) 保健・福祉施設

【表27】保健・福祉施設一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
老人福祉センター	高齢福祉施設	4	900.58	昭和58年3月28日
大崎町保健センター	保健施設	1	603.00	平成4年3月16日
シルバーワークプラザ	保健施設	1	257.72	平成11年1月25日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 高齢化が進む中、高齢者等の活動に支障が生じないように、より一層の適切な維持管理及び改善に努め、施設の長寿命化を図るとともに、統廃合も視野に入れながら、施設の安全性の確保を図ります。
- 人口減少等により余剰スペースが生じた場合には、他施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用と住民の利便性の向上を図ります。

(7) 行政系施設

【表28】行政系施設一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
大崎町役場	庁舎等	6	4,190.32	昭和52年10月31日
野方支所	庁舎等	2	256.16	昭和58年6月20日
菱田消防詰所	消防施設	1	110.60	昭和52年12月15日
持留消防詰所	消防施設	1	85.00	昭和53年10月15日
大丸消防詰所	消防施設	1	85.00	昭和53年10月25日
中央分団詰所	消防施設	1	162.00	昭和54年12月24日
中沖分団詰所	消防施設	2	88.30	昭和40年12月12日
野方消防詰所	消防施設	2	123.30	昭和40年12月12日
立小野消防詰所	消防施設	1	41.00	昭和55年12月23日
横内消防詰所	消防施設	1	41.00	昭和55年12月23日
上町消防詰所	消防施設	1	52.50	昭和58年11月1日
菱田分団詰所	消防施設	1	175.00	令和元年5月30日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

【図10】行政系施設（一部）



大崎町役場

大崎町役場（別館）

※本施設以外にも野方支所を拠点に行政サービスを提供するほか、各分団詰所等が本区分に含まれます。

- 関係法令に基づく点検や検査、及び日常的な点検等を通して、建物の劣化状況や設備機器の更新時期等を把握し、計画的な予防的修繕等に努めることで長寿命化を図ります。また庁舎については建替え・他施設との複合化も検討します。
- 施設の安全性や機能維持に必要な施設の性能を確保するため、危険箇所や経年劣化の著しい部位等について、建物の利用状況や劣化状況等を踏まえたうえで緊急度や優先度を評定して、応急的な修繕を実施します。

- 地域住民の生命と財産を守るために、より一層の充実が求められることから、火災や災害の発生時に速やかに対応できるように施設・設備の点検・整備等を定期的を実施し、必要な措置を施します。
- 「大崎町地域防災計画（令和7年5月修正）」の内容を踏まえ、耐震性貯水槽等の水利の多様化を基本に、防火施設の整備を図ります。

（8）公営住宅

【表29】公営住宅一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
吹切住宅	公営住宅	12	1,738.36	昭和59年3月20日
文化通住宅	公営住宅	4	1,177.73	昭和55年3月25日
天子ヶ丘住宅	公営住宅	37	1,204.45	昭和39年1月14日
菱田住宅	公営住宅	14	439.07	昭和39年11月30日
大丸町営住宅	公営住宅	2	172.24	平成9年3月19日
野方住宅	公営住宅	4	1,119.46	昭和57年3月31日
ひばりが丘住宅	公営住宅	35	1,254.26	昭和44年3月10日
角堂住宅	公営住宅	7	338.03	昭和48年3月25日
旭ヶ丘住宅	公営住宅	24	626.04	昭和53年1月27日
正坂住宅	公営住宅	7	1,184.12	昭和56年3月25日
持留町営住宅	公営住宅	2	172.24	平成6年3月7日
西迫町営住宅	公営住宅	3	258.36	平成6年3月7日
町西町営住宅	公営住宅	5	430.60	平成7年3月7日
中沖町営住宅	公営住宅	2	172.24	平成8年3月25日
大丸住宅	公営住宅	3	93.90	昭和40年3月31日
シャルム文化通	公営住宅	1	1,874.25	平成29年3月21日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 既存住宅の更新や住宅改善等について『大崎町公営住宅等長寿命化計画（令和6年5月策定）』に基づき、緊急性、重要性等に応じて事業の峻別と重点化を図りながら、適切な維持・修繕を行います。
- 『大崎町公営住宅等長寿命化計画』の活用手法判定フローに基づき、更新、用途廃止、全面的改善、維持管理等の判定を行ったうえで、PFI等の手法を活用するなどして、財政負担の軽減を図ります。
- 建築後または改修後に一定年数以上を経過した外壁、ガス管、給排水管については、耐久性・耐食性の向上に資する改修を検討します。

- 耐用年限の2分の1を超過した住棟で、構造安全性、避難安全性、居住性のいずれかの判定で問題がある場合は、更新または用途廃止等の検討を行います。

(9) 公園

【表30】公園一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
中央公園	公園	4	39.73	昭和56年2月26日
ふれあいの里公園	公園	3	75.28	平成5年3月3日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 施設の安全性や機能維持に必要な施設の性能を確保するため、危険箇所や経年劣化の著しい部位等について、建物の利用状況や劣化状況等を踏まえたうえで、緊急度や優先度を評定して、計画的な維持補修に努めます。

(10) その他

【表31】その他一覧

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
旧立小野小学校	その他	7	1,520.04	昭和40年5月1日
旧大丸コミュニティーセンター	その他	1	346.00	昭和48年3月25日
旧中沖保育園	その他	1	320.71	平成元年12月25日
旧大丸保育所	その他	1	151.23	昭和57年3月31日
立小野賃貸住宅A棟	その他	1	86.12	平成6年3月7日
旭ヶ丘賃貸住宅	その他	3	614.58	昭和53年6月12日
旧福祉給食サービスセンター	その他	1	122.50	平成5年2月2日
三文字賃貸住宅	その他	1	64.29	平成10年3月23日
立小野賃貸住宅	その他	4	210.98	昭和58年3月15日
野方賃貸住宅A棟	その他	2	102.75	平成1年3月31日
正坂賃貸住宅1号棟	その他	2	102.75	平成元年3月31日
正坂賃貸住宅2号棟	その他	2	102.75	昭和55年2月1日
旧野方小教頭住宅車庫	その他	1	24.00	平成2年3月31日
城内賃貸住宅2号棟	その他	2	108.08	平成3年3月31日
諏訪下賃貸住宅	その他	2	233.36	昭和51年3月26日
城内賃貸住宅1号棟	その他	1	188.62	昭和22年4月1日
旧永吉家畜検査所	その他	3	104.03	建築年不明

施設名称	中分類	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
旧持留保育所	その他	2	180.00	昭和47年10月1日
貸付_旧野方保育所	その他	2	841.09	平成17年3月24日
旧普及所	その他	2	479.93	昭和43年3月31日
野方賃貸住宅1号棟	その他	2	77.00	昭和47年3月1日
野方賃貸住宅2号棟	その他	2	77.00	昭和47年3月1日
旧三文字駅前駐車場	その他	1	46.06	昭和56年10月14日
環境倉庫	その他	1	74.00	昭和57年3月31日
野方地区公民館	その他	1	74.53	昭和45年3月31日
大崎救急分署	その他	1	243.79	平成22年4月1日
旧明日葉加工場	その他	2	686.58	平成15年4月1日
ひばりヶ丘奥賃貸住宅	その他	1	239.33	昭和55年3月11日
正坂賃貸住宅	その他	4	212.16	平成2年3月31日
旧あすばる大崎 北東屋	その他	1	18.00	平成10年7月1日

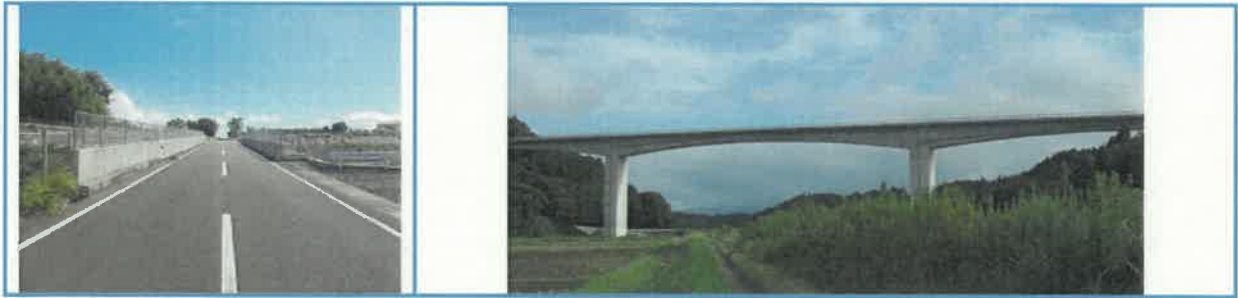
※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 基本的には貸付や売却等により有効活用を図りますが、利活用が見込まれないものや不必要なものについては、解体等も検討します。
- 今後においても必要なものについては、維持または更新に関する計画を作成し、適切な管理を行います。

2. 土木系公共施設

【図11】土木系公共施設（一部）





※本施設以外にも複数の道路等（道路及び橋りょう）施設で利用者の利便性・安全性を確保しています。

（1）道路等施設

①健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的方針

主要な道路及び道路付属施設等については、定期的な点検を行うことや、通学路交通安全プログラム等による点検を実施します。主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより都度確認を行います。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

従来の日常パトロールを中心とした確認から、点検、異常や修繕必要箇所の早期発見に努めるとともに、小規模な修繕や清掃等も適宜行います。

②修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

1) 従来の「建設優先」の考え方でなく「建設から維持管理に至るライフサイクル

」の視点に立った取り組みに移行することを基本方針とし、より効果的かつ経済的な土木系公共施設の維持管理を目指します。

2) これまでの事後保全・対症療法的な維持管理から「予防保全的維持管理」へと方針

を改め、修繕に係る費用の低減を行い、道路や橋りょう等の長寿命化を図ります。

3. 企業会計公共施設

(1) 上水道施設

【表32】上水道施設一覧

施設名称	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
中山第1水源地	3	82.20	昭和34年3月31日
中山第2水源地	2	35.44	昭和51年3月31日
菱田水源地	2	99.15	昭和54年3月31日
岡別府水源地	2	86.35	平成元年3月31日
大佐土原配水池	1	4.48	平成2年3月31日
永吉配水池	-	-	平成14年3月31日
東川水源地	2	49.65	昭和33年3月31日
倉元水源地	2	54.00	平成8年3月31日
籠谷水源地	1	26.65	昭和55年4月1日
水ノ谷中継ポンプ場	1	19.65	昭和55年4月1日
西之上中継ポンプ場	1	42.50	昭和46年3月31日
永吉水源池	1	40.00	平成13年3月31日
水道課事務所	2	230.10	昭和52年10月31日
菱田配水池	-	-	昭和54年3月31日
中沖中継ポンプ場	2	67.63	昭和55年3月31日
中沖高架水槽	-	-	昭和55年3月31日
籠谷配水池	-	-	昭和55年4月1日
水ノ谷配水池	-	-	昭和55年4月1日
鳥越配水池	-	-	平成2年3月31日
立小野配水池	-	-	平成2年3月31日
倉元中継ポンプ場	3	64.37	平成8年3月31日
荒佐配水池	-	-	平成8年3月31日
中山第3水源地	-	-	平成14年3月31日
中山第2水源地調整槽	-	-	令和4年3月31日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

【図12】上水道施設（一部）



※本施設以外にも複数の施設と水道管（導水管、送水管、配水管等）で水道水を各家庭に供給しています。

- 本町にとって最重要なライフラインであり、安全安心な給水を心がけ、また、漏水修繕の頻度や事故の危険度等を考慮し、「大崎町水道事業経営戦略」等各種計画を踏まえた施設の整備・更新を実施します。
- 災害発生時の応急避難所等への給水確保のため、耐震性のある管路等の整備を進めます。
- 管路の法定耐用年数は40年とされている一方、実際の使用可能年数は管の材質により60～80年と見込まれることから、経年を考慮し、事故を未然に防ぎつつ効率的に更新します。
- 給水人口の動向によっては、施設の統廃合を検討します。

(2) 下水道施設

【表33】 下水道施設一覧

施設名称	建物棟数	延床面積 (㎡)	建設年月日
大崎クリーンセンター	13	2,549.91	平成15年3月17日

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 効率的かつ計画的な保全に努め、長寿命化を図ることにより財政負担の縮減と平準化に努めます。
- 特に稼働率の高い施設の監視を強化し、損傷等への早期段階での対応により、経費の削減を図ります。
- 受益者負担による運営を旨とし、健全経営に努めます。

第 2 期大崎町公共施設等総合管理計画

令和 8 年 3 月
大崎町 総務課